

養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の創建

熊谷公男

On the Emishi Riot in 720 and the Foundation of Toga Fort

はじめに

- ① 養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の造営開始時期
 - ② 調庸制の停止と新「税」制の施行
 - ③ 鎮所の実態
 - ④ 乱後の政策転換の意義
- おわりに

【論文要旨】

多賀城碑によれば、多賀城の創建は神亀元年（七二四）のこととされる。一方、これまでの考古学的調査・研究によって、多賀城創建期の瓦の焼成地およびその供給関係などの説明が進み、多賀城の建設は大崎地方を中心とした玉造等の五柵（玉造・新田・色麻・牡鹿の四柵に名称不明の一柵）と一体の造営事業として行われたことが明らかにされている。また近年、平川南氏は、多賀城政庁―外郭南門間の正面道路跡から出土した木簡の記載内容の検討から、多賀城の建設は養老四年（七二〇）の蝦夷の反乱の直後に着手されたと考えられることを指摘し、多賀城碑にみえる神亀元年という創建年次は、完成の時点を示すものであることを明らかにした。

そこで、養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の創建の関係が改めて問題となってくる。このときの反乱は『続日本紀』の記述が簡略で、按察使が殺されたことが知られる程度であるが、関係史料を改めて検討してみると、実は、陸奥側の蝦夷の反乱としては空前の規模のものであり、辺郡を中心とした在地社会にきわめて深刻な影響を及ぼしたものであることが知られる。この乱の影響の甚大さに驚愕した律令国家は、まもなく

陸奥国で調庸制を停止して辺民の動揺を鎮めようとしたばかりでなく、令外の軍制である鎮守府―鎮兵体制を創設して軍事体制の強化をはかり、養老二年（七一八）に陸奥国から分離したばかりの石城・石背両国を、異例の短期間で陸奥国へ再併合するなど、これまでの方針を大きく転換する思い切った政策を矢継ぎばやに打ち出した。さらに、養老四年の反乱の影響をもっとも強く受けたと思われる大崎・牡鹿地方に、移民（柵戸）を主体とした黒川以北十郡を建置するとともに、玉造等の五柵の造営を開始した。これら一連の政策は、律令国家が当初とっていた蝦夷政策が、養老四年の蝦夷の反乱で完全に破綻したことを意味し、乱後、律令国家は改めて蝦夷支配体制の強化と辺郡の動揺の収拾を目的とした一連の政策を組織的に実施するのである。多賀城もまた、このような、乱後の新たな蝦夷支配を構築するための政策の一環として、大崎・牡鹿地方の支配強化のために置かれた黒川以北十郡と玉造等の五柵を背後から統轄する国府兼鎮守府として創建された城柵であった。

はじめに

弘仁二年（八一二）の爾薩体・幣伊二村の征夷を最後に征夷軍による蝦夷征討に終止符が打たれるが、その後も陸奥国の奥郡では不穏な情勢が続き、律令国家の望むような安定的な支配体制の樹立にはほど遠い状態であった。とくに承和三年（八三六）から斉衡二年（八五五）ごろにかけては武装した俘囚の騒乱が頻発し、陸奥国が援兵を動員して事態の沈静化にあたることもしばしばであった¹⁾。そのような状況のなかの承和七年（八四〇）三月、陸奥国ではまたもや援兵の派遣を必要とするような事態に陥った。その間の事情を、陸奥守・前鎮守將軍らは「奥邑之民、共称「庚申」、潰出之徒不能抑制。是則懲「又往事之所為也。自「非国威、何静「騒民。事須「調「發援兵、將候「物情上」（『続日本後紀』承和七年（八四〇）三月壬寅（26日）条）と奏状している。すなわち奥邑では、口々に「庚申」と称して逃げ出す民があとを絶たず、制止することができないが、これは往事のできごと懲りているためであるという。ここにいう「庚申」とは、この承和七年の干支にはかならない。ひとつ前の庚申年は宝龜十一年（七八〇）で伊治公皆麻呂の乱のあった年、さらにひとつ前の庚申年が養老四年（七二〇）、すなわち小稿で取り上げる陸奥の蝦夷の反乱の起こった年にあたる。したがって承和四年に奥邑の民が恐れた「往事之所為」とは、この二つの蝦夷の反乱をさすと考えられる²⁾。

しかしこのときのごときは辺郡の多くの住民（「柵戸」と呼ばれた移民系の住民が主体）の脳裏に焼きつき、その後、実に一世紀以上の長きにわたって語り継がれ、やがて一二〇年後の庚申年に奥郡の民衆の大量逃亡を引き起こす引き金にもなるのである。養老四年の反乱の影響の深刻さを雄弁に物語る事実といえよう。

かつて筆者は、神龜元年（七二四）の多賀城の成立は、黒川以北十郡（牡鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川の十郡）や天平九年（七三七）四月戊午（14日）条にみえる「玉造等五柵」（いわゆる「天平五柵」、玉造柵・新田柵・牡鹿柵・色麻柵に名称不詳の一城柵）の成立と一体であるばかりでなく、養老二年（七一八）五月に陸奥国から分離した石城・石背両国の陸奥国への異例の短期間での再併合、鎮守府―鎮兵体制の創設と軍団制の整備強化による陸奥国、とくにその北辺部の国力・軍事力の強化など一連の政策であり、多賀城はこのような新生陸奥国の国府として創設されたことを論じ、この新たな支配体制をかりに「神龜元年体制」と名づけた⁴⁾。これらの諸点に関しては、現在も同様に考えているが、そもそも律令国家をこのような体制の構築に向かわせた原因は何だったのか、ということには言及することができなかった。小稿ではこの問題を考察してみることにした。

旧稿の発表後、平川南氏は多賀城跡第四次発掘調査（政庁南面道路跡）出土木簡の検討から「政庁と外郭南門を結ぶ道路跡の創置年代は、養老五年四月以降おそらく養老六年にかけての頃と想定することができるといふ結論を導き出した⁵⁾。年代決定の根拠となったのは、多賀城創建期の政庁正面道路跡にともなう石組暗渠の裏詰め土から出土した木簡群である。出土した木簡は微細な削り屑が多く、年紀を記したものは存在しないが、多方面から詳細な検討が加えられており、第①節でも取り上げるが、その年代の考定は総合的にみて蓋然性の高い推定であると思われる。そして平川氏は「政庁と外郭南門を結ぶ正面道路の構築年代を

養老五年ないし六年頃とみれば、その後、多賀城外郭内地域の整備を経て、養老八年＝神龜元年に「多賀城が——引用者補」完成したとみることもできるであろう」として、多賀城碑にみえる神龜元年という年紀を多賀城完成の時点を示すと解した。この点もしたがうべき見解と思われる。

こうして平川氏の研究によって多賀城の造営過程の輪郭が姿を現わしはじめ、われわれは多賀城の成立を検討するにあたってより確実な材料を手にすることができるようになった。多賀城の造営もまた、養老四年の蝦夷の反乱の直後に開始されたとみられるようになったのである。ただ平川氏は、多賀城造営の意義に関しては、養老四年の蝦夷の反乱との関係にはとくに言及しておらず、「多賀城の創建は、和銅元年体制とよばれる八世紀前半の全国的な地方行政整備の一環として実施されたと考えられる。すなわち、出羽国建国にはじまる陸奥国北部の改変、石城・石背両国の分置など一連の東北政策に連動するものである」と総括して、前稿⁶⁾で展開した所論を再確認している。しかし、多賀城の造営が養老四年の反乱の直後に始まったとすれば、改めて乱との関連を考えてみる必要がある。まして、養老四年の蝦夷の反乱の影響がこれまで考えられていた以上に甚大であったとすれば、なおさらである。

一方、陸奥・出羽の調庸制を検討した鈴木拓也氏は、陸奥・出羽両国の調庸制の特質と変遷過程を克明に跡づけているが、その最初の画期が養老六年（七二二）にあり、これまた養老四年の蝦夷の反乱の影響によるものであることを明らかにした。すなわちこの年に「陸奥按察使管内」（陸奥按察使は、この時点では養老二年に陸奥国から分立した石城・石背両国、それに⁷⁾出羽国を合わせて管轄している）の調庸制が停止され、代わりに課丁から布を徴収する「更税⁸⁾」という税制が創始されて、この布を夷祿に充当する財源としたのである（同年閏四月乙丑（25日）条）。鈴木氏によれば、この「更税」の制は天平十八年（七四六）ごろ

まで続くが、徴収される布は従来の調庸布にくらべると四分の一以下の分量で、課丁にとっては大幅な負担軽減であると同時に、それが夷祿に充当されるのであるから蝦夷の懐柔策でもあった。しかも乱後の陸奥国では、養老四・五・六年の三年連続で調庸が免除されている（表1参照）。これは養老四年の反乱が翌年までに一応鎮圧されたあとも、在地では混乱状態が続いていたことを物語っており、律令国家はそれに対して律令制支配の根幹をなす調庸制の停止にあえて踏み切るという、一般の令制国ではとうてい考えがたい抜本的な政策転換をはかるのである。

これまた養老四年の反乱の影響がただならぬものであったことを示すに十分な事実といえよう。

さて、この養老四年の蝦夷の反乱は、律令制下の陸奥国で起こった初めての大規模な蝦夷の反乱であったといつてよい。⁹⁾ 辺郡の民衆や陸奥国司にとつて、間近で蝦夷の大規模な蜂起に遭遇すること自体、初めての体験であり、大きな衝撃を受けたであろうが、冒頭で紹介した事実や調庸制の停廃に至る経過からもうかがわれるように、それはとくに辺郡一帯の民衆に想像以上に深刻な動揺を巻き起こすことになった。数年を経ても在地の混乱が収まらないという状況を目の当たりにして、律令国家はその收拾と蝦夷対策に躍起となり、やがてこれまでの蝦夷支配政策の全面的な見直しを余儀なくされていくのである。

鈴木氏によって、乱の二年後に陸奥按察使管内における調庸制が停止され、あらたに「更税」制が創始されることが明らかにされたが、実は同じ太政官奏で鎮所への軍糧の運輸を奨励する政策が打ち出されている。鎮所は多くの研究者が多賀城、ないしはそれと一体の玉造等の五柵の成立との関連性を認めている施設であるが、その初見もまたこのときのことなのである。この時期に鎮所への運穀奨励策がとられるが、それは旧稿で指摘したように、鎮兵制度創設の前提となる鎮兵糧の確保という意味があったと推測されるので、要するに、養老四年の蝦夷の反乱の勃発

表1 多賀城創建関係年表

年(西暦).月.日	事 項
和銅元(708).9.28	越後国に出羽郡を建置。
和銅2(709).3.5	陸奥・越後両国に征夷軍を派遣。
和銅2(709).7.1	諸国に命じて兵器を出羽柵へ運送させる。
和銅2(709).7.13	諸国に命じて船100艘を征狄所へ運送させる。
和銅5(712).9.23	出羽国を建置する。
和銅5(712).10.1	陸奥国の最上・置賜2郡を出羽国に隸ける。
和銅6(713).12.2	陸奥国に丹取郡を建置。
和銅7(714).10.2	尾張・上野・信濃・越後等の国の民200戸を出羽柵戸に配す。
霊亀元(715).5.30	相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野6ヶ国の富民1000戸を陸奥に配す。
霊亀2(716).9.23	陸奥国の置賜・最上2郡と信濃・上野・越前・越後4ヶ国の百姓各100戸とを出羽国に隸ける。(前半、和銅5.10.1と重複)
養老元(717).2.26	信濃・上野・越前・越後の4ヶ国の百姓各100戸を出羽柵戸に配す。(霊亀2.9.23後半部分と重複か)
養老2(718).5.2	陸奥国の石城・標葉・行方・宇太・日理、常陸国の菊多の6郡を割いて石城国を置き、白河・石背・会津・安積・信夫の5郡を割いて石背国を置く。
養老3(719).7.9	東海・東山・北陸3道の民200戸を出羽柵に配す。
養老4(720).9.28	陸奥の蝦夷、反乱を起こして按察使上毛野広人を殺す。
養老4(720).9.29	征夷軍任命(持節征夷將軍多治比景守・持節鎮狄將軍阿倍駿河)。
養老4(720).11.26	陸奥・石背・石城3国の調庸・租を減ずる。(類史83)
養老5(721).4.9	征夷將軍・鎮狄將軍、帰還。
養老5(721).6.10	陸奥・筑紫の辺塞の民の当年の調庸を免す。
養老5(721).8.19	出羽を陸奥按察使に隸ける。
養老6(722).4.16	征夷軍の將軍以下、有功の蝦夷・訳語人までに勲位を授ける。
養老6(722).閏4.25	陸奥按察使管内の百姓の庸調を免除し、かわりに税(更税)を輸させて夷禄にあてることにする。鎮所へ運穀したものには位を授ける。
養老6(722).8.29	諸国司に命じて柵戸1000人を簡点して、陸奥鎮所に配す。
養老7(723).2.13	陸奥国鎮所に私穀を献じた常陸国那賀郡の大領に叙位。
神亀元(724).2.22	陸奥国鎮所に私穀を献じた12名に叙位。
神亀元(724).2.25	陸奥国の鎮守軍卒らの本籍を除いて比部に貫し、父母妻子とともに生業を営むことを許す。
神亀元(724).3.25	海道の蝦夷反乱を起こし、陸奥大掾の佐伯屋麻呂を殺す。
神亀元(724).4.1	七道諸国に命じて軍器の幕・釜等を造らせる。
神亀元(724).4.7	征夷軍任命(持節大將軍藤原宇合)。
神亀元(724).4.14	坂東9国の軍30,000人を訓練し、帛・綿・綿・布等を陸奥鎮所に運ぶ。
神亀元(724).5.24	鎮狄將軍任命(小野牛養)。
神亀元(724).11.29	征夷持節大使・鎮狄將軍ら帰還。
神亀元(724)	この年、按察使兼鎮守將軍大野東人、多賀城を建置。(多賀城碑)
神亀2(725).閏正.4	陸奥の俘囚144人を伊予国へ、578人を筑紫へ、15人を和泉監へ配す。
神亀5(728).4.11	陸奥国に白河軍団を新置し、丹取軍団を玉作軍団と改める。

を契機にして、多賀城および大崎・牡鹿地方の諸城柵・官衙（玉造等五柵と黒川以北十郡の郡家）の造営開始、調庸制の廃止と「更税」の制の創設に加えて、鎮守府―鎮兵体制の創設、さらには黒川以北十郡の建置、石城・石背両国の陸奥国への再統合による広域陸奥国の復活など、一連の政策が矢継ぎばやに実施されていったことになる。

これらの政策は、後文でくわしく検討するように、律令制的支配の根幹である調庸制の停止、令外官の鎮守府とやはり令外の兵制である鎮兵制の創設という政策の内容からみても、律令制の原則を大きく変更する、という性格をもつものである。このことは、端的にいつて、養老四年に勃発した蝦夷の反乱を契機に、律令支配層が、従前のように律令制の枠内にとどまっていたのでは蝦夷を支配することはできない、という認識を強くもつにいたったことを示すものであろう。

このようにみても、乱の直前の養老二年（七一八）にいったん分離した石城・石背両国を、神龜元年（七二四）ごろまでに急速再併合して、広域陸奥国を復活させたことなども、それ以前の奥羽政策の延長線上でとらえることはやはり無理であつて、かつて土田直鎮氏が「養老四年から五年にかけて蝦夷の叛乱があり、之に対して辺境諸国統一指揮の必要が痛感せられたことであらう。五年八月に出羽国を陸奥按察使の管下に置いたのも（『続日本紀』同月癸巳条）その為である。此の様な状況下に、新置早々の基礎薄弱な城背二国を廃止することは極めて自然であつて、両国停廢の時期はやはり養老五年頃に之を求むべきであらうと思ふ」と、両国の停廢と養老四年の蝦夷の反乱との關係を指摘したの¹⁰はまさに卓見といふべきである。とすれば、乱後まもなく造営に着手され、神龜元年に完成したと考えられる多賀城は、はじめから同時期に再置された広域陸奥国の新たな国府として建置された、と考えざるを得ないことにならう。これらの点は、第①節で改めて検討を加える。

このように、養老四年の蝦夷の反乱は、和銅初年以来、律令国家が進

めてきた奥羽政策を完全に破綻させ、新たな蝦夷支配体制の構築へと向かわせる契機となったと考えられる。そこで多賀城の成立意義の究明は、一にかかつて、乱後にその構築に着手される新たな支配体制の内実の解明にあるといつてよいであろう。小稿では、多賀城の成立を、養老四年の蝦夷の反乱後に推進される、このような新たな蝦夷支配体制樹立の動きのなかに位置づけ、その意義をとらえ直してみたいと思う。

①養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の造営開始時期

多賀城碑に記された神龜元年（七二四）という多賀城の創建年次は、平川氏が明確に指摘しているように、完成の時点を示したものであつて、造営自体はそれ以前から着手されていたと考えてよい。本節では、養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の造営開始の时期的関連を検討してみたい。

八世紀最初の庚申の年にあたる養老四年（七二〇）は、隼人と蝦夷の反乱が律令国家の西辺と東辺で相ついで起こった動乱の年であつた。

まず二月には隼人が反乱を起こし大隅国守陽侯史麻呂を殺害するという事件が起こる（同年二月壬子〔29日〕条）。中央政府はすぐさま大伴旅人を征隼人持節大將軍とする征隼人軍を編成し（同年三月丙辰〔4日〕条）、征討に向かわせる。八月には將軍の旅人が召還されているが、副將軍らは「隼人未レ平。宜留而屯焉」と命じられてその後も征戦にしがたい（同年八月壬辰〔12日〕条）、翌年七月ようやく斬首・獲虜合わせて一四〇〇の戦果をもつて凱旋している（同五年七月壬子〔7日〕条）。

隼人の反乱がまだ収まらない四年九月に、今度は陸奥の蝦夷の反乱が勃発し、按察使上毛野広人が殺される（同年九月丁丑〔28日〕条）。それに対して政府は、すぐさま持節征夷將軍多治比呂守・副將軍下毛野石代以下の主力を陸奥側へ、持節鎮狄將軍阿倍駿河以下を反乱の波及を防ぐために出羽側へ派遣するという方策をとつた（同年九月戊寅〔29日〕条）。

和銅二年(七〇九)三月の越後の蝦夷の反乱の際に、征越後蝦夷將軍佐伯石湯以下の主力を越後側へ派遣し、陸奥鎮東將軍巨勢麻呂以下の軍士を陸奥側に派遣した(同年三月壬戌(5日)条)のと同様の軍略である。⁽¹¹⁾

その後の戦闘経過はまったく不明であるが、翌五年四月に征夷將軍・鎮狄將軍らがそろって帰還している(同年四月乙酉(9日)条)。そして養老六年(七二二)四月にいたって、蝦夷・隼人の征討にしたがった將軍以下の軍士と有功の蝦夷・訳語に勲位を授けている(同年四月丙戌(16日)条)。

律令国家は和銅五年(七二二)の出羽国の建国について、和銅六年(七二三)の丹取郡の建郡、靈龜元年(七二五)の東国六ヶ国の富民一千戸の移配など、陸奥国への積極策を推進してきたが(表1参照)、このような動きに対する蝦夷側の反発が反乱の主たる原因であろう。

さて、近年の多賀城政庁と外郭南門を結ぶ正面道路跡の調査(第四四次調査)において、暗渠施設の裏込め土と暗渠の埋り土から多量の木簡が出土した。⁽¹²⁾ この暗渠施設は多賀城創建期の道路に伴うものであり、しかも裏込め土は創建当初の道路の敷設に伴う工事で詰め込まれたものであるから、創建の時期を直接示すものということになる。また裏込め土から出土した多数の木簡の大半は削屑であり、一括投棄されたものとみられる。平川氏が年代決定の直接の根拠としたのはつぎの四点である。⁽¹³⁾

- ①
- 黒万呂姉占ママ麻用売
 - 弟万呂母占小富売
 - 戸主同族

(一一八) × (三八) × 七 〇八一
(界線はいずれも刻線)

- ② (菊多カ)
- 郡君子部荒国
 - (一一三) × (二六)
 - 〇九一

⁽¹⁸⁾ 主典一 〇九一

⁽¹⁹⁾ (鉦カ) 師四 〇九一

(⁽¹⁸⁾と⁽¹⁹⁾は同一木簡の削屑)

1号木簡は歴名ではあるが、通常の「統柄+人名」ではなく、「人名+統柄+人名」という記載順で、刻界が施されているところから、平川氏はこれをいわゆる御野型戸籍の様式を踏襲した抜書とみなし、「大宝二年籍では美濃・陸奥(陸奥国戸口損益帳よりの類推)両国型戸籍と西海道型戸籍が併存したとみるべきであろう。その後、和銅元年籍・和銅七年籍は現存史料がこれまで知られていないが、おそらくは、養老以前には戸籍の統一がまだ成らず、養老五年籍においてはじめて全国的に様式の統一がなされたのではないか。養老五年籍以降は若干の用語などで変更は認められるが、養老五年籍において記載様式が統一され、それ以降戸籍・計帳は全国的に一定した様式を踏襲したものと考えられる」と論じている。この点から、平川氏は本木簡の下限を、戸令の規定にしたがって養老五年籍が完成したとすれば、翌養老六年五月三十日とする。

2号木簡は「非常に薄い削屑で、郡の上部が欠損して確定しがたいが、「多」はほとんど問題ないが、陸奥・石城・石背三国内で考えるならば、現存第一字目は「菊」の一部の字画とみてよいと判断できる」が、菊多郡は養老二年(七二八)五月に新たに置かれた郡なので(同年五月乙未(2日)条)、それ以降の木簡ということになる。

18号・19号の二点の木簡は、『宮城県多賀城跡調査研究所年報 一九八三 多賀城跡』に「同一木簡の削屑とみられ、ともに官職名と員数を記している。⁽¹⁹⁾は残画からみて「鉦」の可能性もある」とあり、平川氏は、まず「この二点は、本来同一木簡から削り取られたものであるから、その内容は、密接な関連をもつものとして扱わねばならない」としたうえで、「鉦は戦闘行動等に際して大軍の行進の合図に使用されるのであ

ろう。いわば、鉦とそれを指揮する鉦師は、非常時の征討軍などには必要不可欠の構成員であったと理解できる。一方「主典」という表記も、鉦師との関連でいえば、当然征討軍の第四等官・主典（軍曹）に相当するであろう。軍防令将帥出征条の義解の注には「軍曹者。大主典也。録事者。少主典也」とある。このように「鉦師」と「主典」が征夷軍の構成員とするならば、八世紀前半の蝦夷反乱とそれに対する征夷軍派遣が取り上げられなければならない」と論を進める。すると本木簡と関連するのは、養老四年の蝦夷の反乱以外には考えがたいことになり、「木簡の廃棄年代は、おそらく（征夷軍が都に帰還した）養老五年四月以降でもない時期と考えられるであろう」と推定する。こうして暗渠裏込め出土の木簡の年代幅を養老五年四月～養老六年五月の間とし、つぎに暗渠東半部の埋り土出土の木簡の年代の検討から、暗渠埋り土の年代幅を養老六年六月～天平十年（七三八）の間と考定して、暗渠裏込め出土木簡の傍証とする。そして「政庁と外郭南門を結ぶ道路跡の創置年代は、養老五年四月以降おそらく養老六年にかけての頃と想定することができると結論づけている。

これらの木簡はいずれも断片で年紀の記載もなく、その年代を確定することは容易でないが、平川氏の多方面からの周到な考察によって、それがごく短かい年代幅に示されたことには、心から敬意を表したい。1号木簡による下限年代の設定にいくつかの仮定がふくまれている点や、木簡の作成から廃棄までをどのくらいにみるか、などに若干の不確定要素はあるものの、全体としてはほぼ妥当な推定といえよう。氏の出土木簡による多賀城創建年代の考定は、本稿における乱後の律令国家の辺境政策の転換時期の析出結果ともよく照応するのである（第①節参照）。こうして、平川氏によって養老四年の征討の終了後、程なくして多賀城の造営がはじめられたことが確実視されるようになったことは、多賀城の研究にとってまことに貴重な成果である。小稿でもこの新事実をふ

まえながら論を進めていきたい。

② 調庸制の停止と新「税」制の施行

さて、養老四年に相ついで起こった隼人と蝦夷の反乱は、さきにみたように、同年から翌年にかけてほぼ鎮圧されたようであるが、在地の混乱はその後もなかなか收拾されなかった。養老五年（七二二）六月には「陸奥・筑紫辺塞之民、数遇烟塵、疾勞戎役。加以、父子死亡、室家離散。言念於此、深以矜懷。宜令出当年調庸」（同年六月乙酉（10日）条）とあつて、戦禍をこうむった陸奥・筑紫の「辺塞」（＝城柵設置地域）の住民の調庸を「出」（＝免除）している。

ついで、翌六年閏四月には著名な百万町歩開墾計画を含む、つぎのような四項からなる太政官奏が出された。

太政官奏曰、

- ① 廼者、辺郡人民、暴被寇賊、遂適東西、流離分散。若不加矜恤、恐貽後患。是以、聖王立制、亦務実辺者、蓋以安中国也。望請、(イ)陸奥按察使管内、百姓庸調侵免、勸課農桑、教習射騎。更稅助辺之資、使擬賜夷之祿。其稅者、每卒一人、輸布長一丈三尺、濶一尺八寸、三丁成端。(ロ)其国授刀・兵衛・々士、及位子・帳内・資人、并防閤・仕丁・采女・仕女、如此之類、皆悉放還、各従本色。若有得考者、以六年為叙。一叙以後、自依外考。(ハ)即他境之人、經年居住、准例徵稅、以見來占附後一年、而後依例。

② 又食之為本、是民所天。隨時設策、治国要政。望請、勸農積穀、以備水旱。仍委所司、差發人夫、開墾膏腴之地良田一百万町。其限役十日、便給糧食、所須調度、官物借之、秋收而後、即令造備。若有国郡司詐作逗留、不肯開墾、並即解却。

雖經恩赦、不在免限。如部内百姓、荒野・閑地、能加功力、
收獲雜穀三千石已上、賜勲六等。一千石以上、終身勿事。見
帶八位已上、加勲一轉。即酬賞之後、稽遲不營、追奪位記、各
還本色。

③ 又公私出挙、取利十分之三。

④ 又言、用兵之要、衣食為本。鎮無儲糧、何堪固守。募民出
穀、運輸鎮所、程道遠近為差。委輸以遠二千斛、次三千斛、
近四千斛、授外從五位下。

奏可之。其六位已下、至八位已上、隨程遠近運穀多少、亦各
有差。語具格中。(同年閏四月乙丑(25日)条)

①の「陸奥按察使管内」が②以下にもかかるのかどうかについて、か
つて論争があったが、本稿では、陸奥国に関わることが明らかな①と④
を取り上げることとする。

①では、まず冒頭に「廼者、辺郡人民、暴被寇賊、遂適東西、流離
分散。若不加矜恤、恐貽後患。是以、聖王立制、亦務実辺者、蓋
以安中国也」とあって、養老四年の蝦夷の反乱の影響で、辺郡の人
民の多くが流浪の民となつてしまったことをあげ、「務実辺者、蓋以
安中国也」、すなわち辺境の充実に務めれば「中国」の諸国も安定す
るのであるとして、(イ)の諸施策を奏上するのである。ここでまず注
目されるのは、これらの諸政策が乱後の辺郡の混乱の收拾策として立案
されているという事実である。そしてこれらの政策の目的は「務実辺」、
すなわち辺郡一帯の秩序を回復し民力を充実させることであつた。この
官奏はすこぶる難解であるが、近年、鈴木拓也氏が詳細に分析をおこな
っている⁽¹⁶⁾ので、以下、それを参照しながら、内容を検討してみたい。

まず(イ)では、前段で、陸奥按察使管内(養老二年に陸奥国から分立し
た石城・石背両国に陸奥国・出羽国)の百姓の庸調を免除し(「侵免」
は「やめ免ずる」の意——鈴木説)、農桑の勸課と射騎の教習をおこな

うこと、また庸調を免除した代わりに、助辺の資として「更税」の制を
もうけ、これを夷禄に充てること、を提案している。この税の布は三丁
成端で、一丁(卒)は「丁」と同義にも使われるので、ここでは正丁
の意であろう——鈴木説あたりの輪納分は一丈三尺×一尺八寸〇〇三
四平方尺となる。養老元年(七一七)以降、諸国では一丁の調庸布を合
成して、四丈二尺×二尺四寸〇〇八平方尺を一端として輪納する
よう定められたので(『令集解』賦役令一調絹純条古記所引養老元年十
二月二日格)、陸奥国でも同様であつたと考えられる。そうすると、こ
のときの税布は、面積比で調庸布の四分の一以下ということになり、大
幅な負担減となつたことが知られる。

(イ)には「更税助辺之資、使擬賜夷之禄」とあり、徴収した税布を
すべて夷禄の財源にあてるというのであるが、これは、この時点での律
令国家の蝦夷支配の基本方針の一つを明示するものとして注目される。
すなわち、乱後、民力の休養が焦眉の急とされているなかで、夷禄の財
源だけは優先して確保するという方針がとられているのである。とすれ
ば、それは夷禄の支給によつて蝦夷を懐柔することが、乱後の辺郡の混
乱を收拾するのに不可欠と考えられていたことを示すものにほかなら
ない。鈴木氏は、更税の布が調庸布に比べて四分の一程度の負担であるこ
とから、「これ以前から全調庸布のうちの四分の一近くの布が夷禄とし
て当国で消費されていたことを示すものではなからうか」と推測してい
る。養老六年以前にも、陸奥按察使管内の調庸の一部は夷禄として当国
で消費されていたとする推定は妥当と思われるが、これが乱後の收拾策
として出されたことをふまえれば、夷禄の支給額は従前通りではなく、
一定の増額があつたとみた方がよいのではなからうか。

また(イ)で注意されるのは、このときの百姓の調庸免除という負担減と
並行して、農桑の勸課と射騎の教習の実施が掲げられていることである。
これは、このときの負担軽減策が単に民力休養のためというだけでなく、

奥羽の百姓一般の勸農と軍事教練という、より積極的な在地の基盤強化をも意図していたことを物語っている。

つぎに(口)は、京師に出仕・出役している陸奥按察使管内出身のトネリや衛士・仕丁などの本国への召還を命じたものであるが、これは北啓太氏が指摘しているとおり、「陸奥現地の国力、特に軍事力の充実を目的とするもの」⁽¹⁷⁾であり、(イ)の射騎の教習に連なるものである。

最後の(ハ)は、(イ)の「更税」の制の実施に付随する規定である。やはり難解な文章であるが、要するに、すでに他国から移住してきている、いわゆる柵戸の人々からは、本官奏で定めた通例どおり「税」を徴収するが、今後来占する人には一年に限り復を与え、その後は通例どおり「税」の布を徴収するという意味に解される(鈴木論文参照)。

このように、調庸制の停止と「更税」の制の実施、トネリや衛士・仕丁などの本国への召還などを定めた①は、全体としては、養老四年の蝦夷の反乱後の辺郡の人民の動揺を少しでも民力を回復させるとともに、奥羽の国力、就中、軍事力を強化することに主眼があり、合わせて蝦夷対策としての夷祿の財源の確保をねらったものであった。要するに、①は、養老四年の反乱、およびそれを契機に辺郡を中心に生じた新たな事態に対処するために、律令国家が実施を決定した政策の一つということになる。注目すべきは、その政策の中心が律令制の根幹というべき調庸制の停止にあったことで、律令国家にとってみれば、奥羽から毎年京進されてくる調庸物の得点をすべて犠牲にしてまでも大幅な負担減を断行して、乱によって疲弊した奥羽の民力の休養をはかり、さらには、より積極的に在地の軍事的基盤の強化をも意図していたことを示すもので、律令国家の、乱とその影響に対する衝撃の大きさと、蝦夷支配の再建に対する断固たる決意を物語るものといえよう。

③ 鎮所の実態

1 養老―神亀期の鎮所史料

つぎに、④に初見し、以後、神亀元年(七二四)までの『続日本紀』に集中的に現われる陸奥国の「鎮所」の検討をおこないたい。

これらの史料にみえる「鎮所」に関しては、種々の説が提起されていて、いまだ定見をみていない。古くは鎮守府の前身と解し、それが恒久施設化して鎮守府となつて国府が併置され、多賀城と称されるようになった、とみるのが一般的であつた。ところが多賀城跡で発掘調査が実施された結果、多賀城が軍事的な前線基地とされる鎮所から発展して陸奥国府兼鎮守府になつたとは考えがたく、最初から国府と鎮守府を併置した陸奥国の中心的な官衙として建置された、ということが遺構の変遷から確実視されるようになったのである。

このような考古学的な成果を受けて佐々木茂楨氏は、養老―神亀期の「鎮所」を「単数の施設とみることは出来ない」として、「当時建郡が進行中の宮城県北部地方に、その中核としておかれた柵戸収納の行政的性格のつよい複数の城柵の総称」であり、「天平九年四月条にあらわれる「玉造等諸柵」は、陸奥国鎮所の整備発展したもの」と主張した⁽¹⁸⁾。「鎮所」を複数の施設とみる点や、玉造等五柵との関連を重視する点などは、このあと検討するように、基本的にしたがうべき見解と考える。

これに対して平川南氏は、佐々木氏らの説が「従来の鎮所から鎮守府さらに国府も併置されたとする多賀城の発展段階説に対して、大きな訂正を求めたもので、この点に関してはほぼ承認される」としながらも、「鎮所を多賀城以外の軍事上の要地に求める3氏(『岡田茂弘・工藤雅樹・佐々木茂楨の三氏——引用者補』)の見解も、結局のところ、鎮所は前進基地としての防御的施設であるとする従来の通説に立脚したものだ

けに、にわかに従うわけにはいかない」として批判し、氏自身は、「8C前半に集中してみえる陸奥国「鎮所」は大同3年条の鎮所¹⁹胆沢之地」を参照するならば、鎮所¹⁹多賀之地」となる。ただし、その実は陸奥の国府のおかれた多賀城を中心として8Cを通じて主として鎮守の対象地は現宮城県北部のいわゆる「黒川以北諸郡」ということであるとし、また「東北地方の鎮所は施設のみでなく、その鎮守する所という支配圏のような広がりをも意味している」(傍点原文)ともいい、結論的には「鎮所」は軍所と同様、鎮守府のような正式機関名ではない。「鎮所」の呼称は「軍所」の例に近く、鎮守將軍の管する所ということ、特定の施設名なり、機関名とはならない」と述べている。¹⁹「鎮所」が正式の機関名でないという点には賛同するが、鎮守將軍の管轄する一定の支配圏という意味もあるという理解にはしたがいがたい。後文で検討するように、「鎮所」は一般に何らかの軍事的機能を有する施設(複数のこともある)をさす名辞と解すべきである。

このように、養老・神龜期の陸奥国鎮所に関しては、いまだに通説といえるものがない状況である。本稿では、「鎮所」が養老四年の蝦夷の反乱後の緊迫した状況下で、調庸制の停廢などの施策といっしょに出された運穀奨励策(官奏^④)において初めて登場してくること、また、先学も注意しているように、柵戸の移配先にもなっていること、さらにはちようど多賀城と玉造等五柵・黒川以北十郡の郡家等の造営時期にあたりついでとみられることなどをふまえながら、再検討してみたい。

つぎに、「鎮所」関係の史料の個別的な検討をおこなっていくことにする。まず鎮所への運穀を奨励した養老六年(七二二)の太政官奏の^④をとりあげよう。^④には、冒頭に「用兵之要、衣食為本。鎮無儲糧、何堪固守」とあるが、ここから「鎮」が「兵」を配備した守備機能を備えた施設であることが知られる。この文を後文と対照すると、鎮¹⁹鎮所¹⁹で、その鎮所に運搬することが求められている「穀」が「用兵」のた

めの「儲糧」、すなわち軍糧であることも明らかである。したがって^④は、軍兵を配備した「鎮所」への軍糧の運搬を奨励し、距離の遠近と運穀の多少に応じて位階を授けることを定めたもの、ということになる。

翌養老七年(七二三)には、(a)「常陸国那賀郡大領外正七位上宇治部直荒山、以私穀三千斛、献陸奥国鎮所。授外従五位下」(同年二月戊申(13日)条)とあり、さらにその翌年の神龜元年にも(b)「従七位下大伴直南淵麻呂、従八位下錦部安麻呂、無位烏安麻呂、外従七位上角山君内麻呂、外従八位下大伴直国持、外正八位上壬生直国依、外正八位下日下部使主荒熊、外従七位上香取連五百嶋、正八位下大生部直三穂麻呂、外従八位上君子部立花、外正八位上史部虫麻呂、外従八位上大伴直官足等、献私穀於陸奥国鎮所。並授外従五位下」(同年二月壬子(22日)条)という授位記事がみえていて、実際にこの官奏の発布後、神龜元年にかけての時期に、坂東などの豪族が私穀を陸奥の鎮所に貢献したことが知られる。このように鎮所への運穀が奨励された時期が、ちようど多賀城の造営期間と一致することは、鎮所の実態の解明にあたつて十分に注意されるべきである。

つぎに神龜元年(七二四)四月には、(c)「教坂東九国軍三万人教習騎射、試練軍陳。運綵帛二百疋、純一千疋、綿六千屯、布一万端於陸奥鎮所」(同年四月癸卯(14日)条)とある。この年の三月に海道の蝦夷が反乱を起こして、陸奥大掾の佐伯兒屋麻呂が殺されるという事件が起こり(同年三月甲申(25日)条)、四月に入つて征夷軍が任命されているので(同年四月丙申(7日)条)、(c)はこのときの征夷軍の兵士の訓練と、征夷に必要な軍事物資を征夷の拠点へ輸送することを命じた記事と解されるが、ここで征夷時の軍事物資の輸送先が「鎮所」とされているのである。

また、これらの鎮所への物資の運送とは別に、官奏のわずか四ヶ月後に(d)「令諸国司簡点柵戸一千人、配陸奥鎮所焉」(養老六年八月丁

卯(29日)条)と、陸奥鎮所への柵戸の移配が指示されている。これは鎮所が柵戸を付属ないし統括する施設であることを示すもので、やはり鎮所の性格を究明するうえで重要な手がかりを与えてくれる史料である。

以上、養老(神龜期)にみえる「鎮所」関係の史料を簡単に検討してみたが、養老六年官奏の④の検討から、鎮所とは軍兵の配備をとめない、守備機能を備えた施設で、単に「鎮」と呼ばれることもあったことなどを指摘した。また(c)からは鎮所が征夷の際の拠点となり、征夷に必要な軍事物資が輸送されていること、(d)からは、鎮所に柵戸が付属していたことが知られた。そこでつぎに、「鎮所」の例一般を検討してみよう。

2 他の鎮所史料

「鎮所」に関しては、陸奥国以外では、(e)天平六年(七三四)「出雲国計会帳」にみえる節度使の「鎮所」と、(f)広嗣の乱の際に、広嗣軍の集結場所を「鎮所」と呼んでいる(天平十二年(七四〇)十月壬戌(9日)条)事例が知られている。前者の節度使の鎮所は石見国に所在したと考定されており、⁽²⁰⁾軍事的機能をもつ施設であることは想像にかたくないが、実体は明確ではない。一方、後者の広嗣方の鎮所とは、広嗣が筑前の遠珂郡家に造った軍営をさすとみられる。⁽²¹⁾

また陸奥国に関するものとしては、ほかに(g)神護景雲三年(七六九)正月己亥(30日)条に「他国鎮兵、今見在_レ戌者三千餘人。就_レ中二千五百人、被_レ官符、解却已訖。其所_レ遺五百餘人、伏乞暫留_レ鎮所、以守_レ諸塞」と「鎮所」がみえるが、これは明らかに鎮兵の配備された複数の「戌」のことで、つまりはすくうしろの「諸塞」をさすと解される。⁽²²⁾

さらに(h)延暦二年(七八三)四月辛酉(15日)条には、「比年坂東八国、運_レ穀鎮所。而將吏等、以_レ稻相換、其穀代者、輕物送_レ京、苟得_レ無_レ恥。又濫役_レ鎮兵、多營_レ私田」とある。この「鎮所」は、坂東から軍糧が搬入される施設で、かつ「將吏」、すなわち城柵に派遣された国

司である城司⁽²³⁾が駐在していた。この時期、軍糧といえは鎮兵糧以外には考えがたいが、將吏によって鎮兵が不法に役使されているという記述もあるから、この「鎮所」も、やはり鎮兵が配備されていた施設ということになる。

最後の陸奥国の「鎮所」の史料は、(i)「日本後紀」大同三年(八〇八)七月甲申(4日)条で、「勅、夫鎮將之任、寄功_レ辺戌。不虞_レ之護、不_レ可_レ暫闕。今聞、鎮守將軍從五位下兼陸奥介百濟王教俊、遠離_レ鎮所、常在_レ國府。儻有_レ非常、何濟_レ機要。辺將之道、豈合_レ如此。自今以後、莫_レ令_レ更然」という史料である。ここで鎮守將軍の百濟王教俊は、そもそも鎮將の任は「辺戌」にいて功をたてるものなのに、任所である「鎮所」に赴かず、遠く離れた國府多賀城に留まっている、として譴責されている。ここでは「鎮所」は、直接的には鎮守將軍の任地、すなわち鎮守府胆沢城ということになるが、一方では「鎮所」=「辺戌」であることが明らかであり、やはり兵士を配備した施設という意味が読みとれる。

このように古代の「鎮所」の史料を検討してみると、さまざまな施設を「鎮所」と称したことが知られるが、それらに共通するのは、正式な施設名とみられるものがないということと、いずれも兵士が駐屯している施設をさすとみられる、という二点である。要するに「鎮所」は、ある施設の軍事的機能に着目した呼称であって、その施設が臨時の軍営のような純粋な軍事施設の場合もあれば、「將吏」や軍兵が常駐したり、柵戸が付属する恒久的な国家施設でも、それが何らかの軍事的機能を有している場合、その点に着目して同じように「鎮所」と呼ぶことがあったのである。

また佐々木氏が指摘しているように、(g)の「鎮所」は明らかに複数の施設をさしており、(h)も一般的ないい方をしているので、同様に複数の施設をさすとみてよいと考える。これは養老・神龜期の「鎮所」の実態

を究明するうえですこぶる重要である。

3 陸奥国の鎮所と城柵

つぎに、以上の検討をふまえて、陸奥国の「鎮所」とは具体的にどのような施設であったのかを究明してみたい。陸奥国の鎮所の性格をまとめてみると、(1)軍事的には、軍糧を備蓄し(④・a)・(b)・(h)、鎮兵などの兵士が駐屯し(④・g)・(h)、かつ征夷の際に軍事物資が送られ、軍事行動の拠点となった(c)。また、(2)「将吏」や鎮守將軍の任所であり(h)・(i)、(3)柵戸を付属していた(d)。この(1)~(3)いずれの条件に関しても、それを満たすような施設は、結論的にいって、奥羽では城柵以外には考えがたいといつてよい。

(1)に関しては、周知のように軍団兵は食料は自弁であり、八世紀代の陸奥出羽で軍糧が官給される兵士は鎮兵だけであるので、ここに「鎮所」と鎮兵との関連が考えられてくる。「鎮兵」という名称の初見は天平九年四月戊午(14日)条であるが、(イ)天平元年(七二九)八月癸亥(5日)条の「陸奥鎮守兵」、(ロ)同年九月辛丑(14日)条の「在鎮兵人」、さらには(ハ)神亀元年二月乙卯(25日)条の「陸奥国鎮守軍卒等」などを鎮兵の前身と解して、鎮兵制の実質的な成立を神亀元年ごろとみる点で、現在のところ、諸説ほぼ一致している⁽²⁴⁾。筆者も旧稿でこの見方に賛同し、養老六年(七二二)から神亀元年にかけて集中的にあらわれる陸奥鎮所への私穀運送奨励策(④・a)・(b)が、鎮兵制度の創設にあたって、それに必要な糧食の備蓄をおこなったものとみられることを指摘した。また、そもそも鎮兵とは城柵に配備される長上兵であるから、鎮兵が駐屯している施設も城柵以外には考えがたいのである。さらに、さきに太政官奏の④で、陸奥国の「鎮所」が単に「鎮」とも呼ばれたことを指摘したが、(イ)の「在鎮兵人」という表現からみて、これら鎮兵の前身の兵士が配備された施設が「鎮」すなわち「鎮所」ということになり、この

点からも陸奥国に関しては鎮||鎮所||城柵という対応関係を導き出すことができる。

なお、奥羽関係では、「鎮」という語は、名詞的に用いて施設をさす場合と、動詞的に用いて施設なり軍隊(将官や軍兵)の機能を表わす場合とがある。名詞的用法では、前引の④や(イ)のほか、『続日本後紀』承和十年(八四三)四月丁丑(19日)条に「諸団軍殺等暫云、兵士年役、六十箇日。分結六番、以旬相代。口食私糧、身直城塞。而道路遼遠、鎮疲往還。家居少日、何済産業。因茲逃散者多、民不安堵」とあり、この場合も軍団兵士が分番上下する「城塞」を「鎮」とも表現している。また動詞的用法では、天平九年(七三七)四月戊午(14日)条に「麻呂等、帥所餘三百卅五人、鎮多賀柵。遣副使從五位上坂本朝臣宇頭麻佐鎮玉造柵。判官正六位上伴宿禰美濃麻呂鎮新田柵。国大掾正七位下早部宿禰大麻呂鎮牡鹿柵。自餘諸柵、依旧鎮守」とあって、城司や征夷使が軍兵を率いて城柵に駐屯して守備を固めることを「鎮ス」あるいは「鎮守ス」といい、また『類聚三代格』所引弘仁元年(八一〇)五月十一日官符所引天平五年(七三三)十一月十四日勅符には「給国司以下軍殺以上護身兵士、守八人・介六人・掾五人・目三人。但遣鎮奥塞者、守十人・介八人・掾七人・目五人。史生倭仗各三人・大小殺各二人」とあって、「奥ヲ鎮スル塞」すなわち城柵に遣わす国司に支給する護身の兵士の数を定めているが、ここでは塞||城柵の機能を「奥ヲ鎮ス」と表現している。また『類聚国史』卷一七一天長七年(八三〇)正月癸卯(28日)条では、秋田城に派遣される城司を「鎮秋田城国司」と呼んでいる。なお、宝龜六年(七七五)十月癸酉(13日)条には「出羽国言、蝦夷餘燼、猶未平殄。三年之間、請鎮兵九百九十六人。且鎮要害、且遷国府」とあり、鎮兵によって「要害」を鎮するといっているが、この場合の「要害」は、鎮兵によって「鎮」する対象と解される。

このように古代の奥羽では、城司や征夷使の官人らが軍兵を率いて城柵に駐屯して防備を固め、蝦夷を軍事的に威圧することを一般に「鎮」の文字を用いて表わしたのである。その場合、「鎮多賀柵」あるいは「鎮秋田城国司」のように「鎮」する拠点である城柵に結びつけて表記する場合もあるし、「鎮奥塞」や「鎮要害」のように、「鎮」する対象をあげてその機能を表現する場合もあった。いずれにしても重要なのは、「鎮」という語は、奥羽では、名詞的用法にしろ、動詞的用法にしろ、城柵と結びつけて使用されることが普通であったということである。これは、単に「鎮」とも呼ばれることのある「鎮所」の実態を考える場合に、重要な指針となろう。

つぎに、(c)では鎮所が征夷時の軍事物資の輸送先になっているが、ほかの例を調べてみると、和銅二年(七〇九)七月に、「為征蝦狄」に、諸国に命じて兵器を出羽柵に運送させている事例をはじめとして(同年七月乙卯朔条)、延暦七年(七八八)三月に、「為来年征蝦夷」に、陸奥国に命じて多賀城に軍糧三万五千余斛を運収させている例や(同年三月庚戌(2日)条)、延暦二十三年(八〇四)正月に、「為征蝦夷」に、武蔵・上総・下総・常陸・上野・下野・陸奥等の国に命じて、糶一万四千三百十五斛・米九千六百八十五斛を陸奥国小田郡の中山柵に運ばせている例(『日本後紀』同年正月乙未(19日)条)などはいずれも城柵である。また嵯麻呂の乱の直後の宝龜十一年(七八〇)から翌天応元年(七八一)にかけては、陸奥の「軍所」が見え、そこに甲・糶・穀などの軍事物資が坂東諸国などから送られてきている。この「軍所」は征夷軍の「軍士」を率いた征東將軍の駐屯地という意味に解されるが、一方ではこのときの征討で坂東の軍士を多賀城に集結させているので(宝龜十一年七月甲申(22日)条)、平川氏も指摘しているように、この軍所は多賀城をさすと解すべきであろう。したがってこれも、征夷時の軍事物資の送り先が城柵である事例に含めることができる。またほかに、(イ)

越前・越中・越後・佐渡四国の船一〇〇艘を「征狄所」に送った例や(和銅二年(七〇九)七月丁卯(13日)条)、(ロ)相模・武蔵・下総・下野・越後などの国に命じて、甲二〇〇領を「出羽国鎮戌」に送った例(宝龜八年(七七七)五月乙亥(25日)条)、さらに(ハ)京庫および諸国の甲六〇〇領を「鎮狄將軍之所」に送った事例などがある。(イ)の「征狄所」は征狄將軍の軍の駐屯地の意と解され、直前に兵器の輸送先になっている出羽柵の可能性が高い。(ハ)は鎮狄將軍の駐屯地であるが、やはり、出羽国の国府か城柵のいずれかとみるのが自然である。残りの(ロ)に関しては「鎮戌」という言葉の用例が少なく、その実態は明らかでないが、「造覚鰲城置兵鎮戌」(宝龜十一年(七八〇)二月丙午(11日)条)と、動詞的用法であるが、城柵の軍事的機能を「鎮戌」と表現している例や、弘仁二年(八一二)の志波城の移転に関する記事の征夷將軍文室朝臣綿麻呂の奏言に、「今官軍一挙、寇賊無遺。事須悉廢鎮兵、永安百姓。而城柵等所納器仗軍糧、其数不少。迄于遷納、不可廢衛。伏望置一千人充其守衛。其志波城、近于河、浜屢被水害。須去其処、遷立便地。代望置三千人、暫充守衛。遷其城訖、則留千人、永為鎮戌、自余悉從解却」(『日本後紀』弘仁二年閏十二月辛丑(11日)条)と、志波城から徳丹城への移転が完了した時点で、それまで三八〇〇人いた鎮兵のうち一〇〇〇人だけを残すこととし、それを城柵の「鎮戌」とするといっているように、城柵に常駐する鎮兵の軍事的機能を「鎮戌」という事例がみられるので、この「鎮戌」も城柵の軍事的機能に関わりの深い言葉とみてよい。そもそも戌とは、守備兵、ないし守備兵を配備した施設を意味したから、この点からも「鎮戌」を軍団兵ないし鎮兵を配備した城柵とみることが、妥当性をもつといえよう。

以上、征夷時の軍事物資の輸送先を検討してみたが、総じて輸送先は城柵であり、城柵とみて不都合な事例はとくに存在しないことが明らかになったと思われる。したがって(c)の鎮所も、他の鎮所の事例と同じよ

表2 七世紀中葉～八世紀前半柵戸一覧

年(西暦).月.日	事項
大化3(647)	この年、淳足柵を造って柵戸を置く。
大化4(648)	この年、磐舟柵を造って蝦夷に備え、越と信濃の民を柵戸とする。
和銅7(714).3.15	隼人を教導するため、豊前国の民200戸を移す。
和銅7(714).10.2	尾張・上野・信濃・越後等の国の民200戸を出羽柵戸に配す。
霊亀元(715).5.30	相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野6ヶ国の富民1000戸を陸奥に配す。
霊亀2(716).9.23	信濃・上野・越前・越後4ヶ国の百姓各100戸を出羽国に隸ける。
養老元(717).2.26	信濃・上野・越前・越後4ヶ国の百姓各100戸を出羽柵戸に配す。(霊亀2.9.23と重複か)
養老3(719).7.9	東海・東山・北陸3道の民200戸を出羽柵戸に配す。
養老6(722).8.29	諸国司に命じて柵戸1000人を簡点して、陸奥鎮所に配す。

うに城柵とみなして何ら不都合はない。さらにいえば、宝亀十一年や延暦七年の陸奥国の征夷では多賀城に軍事物資が集積されていることからみると、(c)「鎮所」に多賀城が含まれていたことも十分に考えられよう。また(2)に関しては、「将吏」が城司であるとすると、既述のように、城司が派遣されるのは城柵であるから、これまた鎮所≡城柵と解する根拠となる。

最後に(3)に関して、柵戸を付属する施設としては、やはり城柵を置いては考えがたい。柵戸とは、坂東・北陸・陸奥国南部などから国家的施策によって計画的に城柵設置地域に移配させられた移民のことであるが、そもそも柵戸(キノヘ)という名称が城柵付属の民戸という意味であり、この名称自体、柵戸が城柵に付属する存在であることを明示している。事実、すでに七世紀中葉に造営された淳足・磐舟などの初期の城柵に柵戸が付属していたことが知られる⁽²⁷⁾。一方、移民政策の史上最後の事例は、延暦二十一年(八〇二)正月に駿河・甲斐・相模等の諸国の浪人四〇〇〇人を陸奥国胆沢城に移配したという記事であり、『日本紀略』同年正月戊辰(11日)条)、征夷の終焉とともにこの政策も終わりを⁽²⁸⁾ける。このように、城柵設置地域への柵戸(移民)移配が七世紀後半～九世紀初頭の城柵の造営期間には一貫してとられていたということは、柵戸が城柵の設置・維持に不可欠のものであったことを物語っており、城柵には政策的に柵戸が必ず付属したのである⁽²⁹⁾。

なお、(3)以前の柵戸の移配は一〇〇戸単位でおこなわれていたが(表2参照)、これは移配の単位を五〇戸≡一里(郷)の令制地方行政組織に対応させたものとみられ、東国等の各地から選抜された民戸を五〇戸単位にまとめて奥羽に送ったのであろう⁽³⁰⁾。それが、養老四年の蝦夷の反乱を境に「人」単位に変化するのである。その意味をどのように考えたらいいか、なかなか難問であるが、北啓太氏が征夷軍の動員地域のあり方に関して、養老四年までは坂東諸国に加えて北陸道の諸国や遠江・駿

河・甲斐・美濃・信濃などの国々からも動員がおこなわれていたのに対して、神亀元年以降は、征夷の終焉に至るまで動員地域が坂東諸国に限定されることを指摘している³¹⁾ことが注目される。征夷軍の動員方式においても、養老四年を境に顕著な変化が起きているのである。おそらくこのときの征夷軍の動員を機に、その動員対象地域が見直され、その結果、坂東諸国に限定されるようになったことを示すものと思われる。このような方針転換の背後には、一方では、北氏が指摘しているように、神亀元年までの陸奥国の鎮兵制の実質的な成立という、陸奥現地の軍事力の強化策との関連が考えられようが、もう一方では、和銅二年、養老四年とたび重なる征夷軍の徴発によって動員地域の在地社会が疲弊し、しだいに徴発への規避・抵抗が強まってきていた、ということも想像にかたくない。とすれば、かかる在地の状況への対策として坂東への動員地域の限定という政策がとられたとみることができよう。

一方、既述のように、柵戸の移配方式も、養老四年の反乱を境にして戸単位から「人」単位へと変化するが、これも基本的には柵戸の供給元である坂東の在地社会の状況に規定された結果とみるべきであろう。霊亀元年（七一五）に相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野六ヶ国の富民一〇〇〇戸が陸奥に移配されている（同年五月庚戌〔30日〕条）。この移民は柵戸のこととみられ、その移配先は当時の陸奥国の北辺の地域と考えられる。北辺部の大崎地方には、二年前の和銅六年（七二三）に丹取郡が建郡され（表1参照）、ほかに少なくとも信太郡（＝志太郡）があったので（慶雲四年〔七〇七〕五月癸亥〔26日〕条）、これらの地域が移配先の中心であったと推測される。一〇〇〇戸という戸数は郷里制下の二〇郷分にあたる。旧稿で論じたように、神亀元年前後にこの地域に黒川以北十郡が成立するが、それらは『和名抄』によれば、いずれも二―五郷の微小な郡ばかりで、一〇郡の総計でも三二郷にとどまる。したがって霊亀元年の一〇〇〇戸の移民は、のちの黒川以北十郡一帯の地域的基

盤の基礎をすえるものであったとみてよい³²⁾。ところが、このような戸単位の一括大量移配は、その供給元である東国在地社会に大きな影響を与えずにはおこななかったにちがいない。在地社会からの多数の民戸の強制的な引き抜きは、各地の共同体の協業組織に破壊的な影響をおよぼし、その社会構造をゆがめ、征夷軍への徴発なども相まって在地社会を疲弊させていったであろう。養老六年八月の柵戸の簡定数が一〇〇〇人と、「人」単位に改められたのは、柵戸の供給源である東国社会の疲弊にともしない、移民の影響を極力小さくすることが求められ、負担の分散化をはかるということによって戸単位の簡定を避けたのではなからうか。いずれにしても、養老四年の反乱と征夷を境にして、征夷軍の動員地域と柵戸の移配の方式にあいついで大きな変化が起こっているのであるから、これらもまた養老四年の反乱を契機に律令国家の奥羽政策が大きく転換した結果であることは間違いないであろう。

また、移配先の陸奥国の在地側の状況としては、養老四年の蝦夷の反乱の影響で辺郡の柵戸に多数の逃亡者が発生したため、それを急速補充し、辺郡の支配体制を立て直す必要が生じていた。養老五年の調庸免の詔に「陸奥・筑紫辺塞之民、数遇_二烟塵、疾_一勞戎役。加以、父子死亡、室家離散」（同年六月乙酉〔10日〕条）とあり、翌六年閏四月の太政官奏でも、その冒頭に「廼者、辺郡人民、暴被_二寇賊、遂適_二東西、流離分散」と特記されているように、辺郡の民衆は兵役に疲弊し、また蝦夷の攻撃にさらされるなどして「室家離散」し、あるいは「流離分散」するという状況を生み、律令国家の辺郡支配は大きく動揺していたのである。その建て直しをはかるため、調庸制の停止_二「更税」の制の実施をして負担の軽減を実施しながら、鎮所への運穀を奨励して鎮兵制度の創設に向けて常備軍の強化をめざす一方で、逃亡者が続出した辺郡に移民を補充することが急務とされた。つまり、このときの柵戸移配は、蝦夷固有の土地に新たに郡郷を設置することを意図したものではなく、浮浪・逃

亡のために生じた辺郡一帯の柵戸の欠員を補充することが目的であったとみられる。あるいは、(d)で「人」単位で移配がおこなわれたのは、こうした受け入れ側の事情もあつたのかもしれない。

以上、陸奥国の鎮所の関係史料を検討してきたが、それは城司や軍兵が常駐し、軍糧を備蓄して、征夷時には軍事行動の拠点となり、また柵戸を付属した恒久施設ということになるが、このような施設は城柵を置いては考えがたい。しかも、あきらかに複数の城柵をさして「鎮所」といつている史料が存在することは注目に値する。

4 養老―神亀期の鎮所の実態

さて、以上のような陸奥国の鎮所に関する検討をふまえながら、ここで養老・神亀期に集中的に史料に現われる「鎮所」の実態をさらに考えてみたい。この時期の鎮所は、先掲の④の記述から、「鎮」とも呼ばれ、「兵」を配備した守備機能を備えた施設で、軍糧を備蓄することがいそがれていたことが知られ、また(d)から明らかのように、柵戸を付属する施設であつた。したがって、これらの「鎮所」も城柵のこととみて誤りないと思われる。問題は、具体的にどのような城柵をさしてこう呼んだのかである。それを具体的に示す史料は、残念ながら残されていないが、この時期の鎮所への運穀奨励や柵戸の移配の目的を究明していけば、「鎮所」の実態もおのずと明らかになってくると思われる。

養老六年(七二二)閏四月に発布された太政官奏の④には、「用兵之要、衣食為_レ本。鎮無_レ儲糧、何堪_レ固守。募_レ民出_レ穀、運_レ輸鎮所」とあつて、鎮所への運穀が兵力の増強＝軍事力の強化を意図したものであつたことが明らかである。それでは、この時期に軍事力の強化がなぜはかられたかといえ、同じ太政官奏の①の冒頭に「迺者、辺郡人民、暴被_レ寇賊、遂適_レ東西、流離分散。若不_レ加_レ矜恤、恐貽_レ後患。是以聖王立_レ制、亦務_レ實_レ辺者、蓋_レ以_レ安_レ中国_レ也」とあるように、養老四年の蝦

夷の反乱の影響で多数の「辺郡人民」が「流離分散」してしまい、その居住地への帰還、再定着が急務となつていて、その方策として、①では調庸制の停止と「更税」の制の実施、トネリや衛士・仕丁などの本国への召還などを定めたが、これらは、さきに検討したように、反乱後の辺郡人民の動揺をさすめ、疲弊した民力を回復させるとともに、陸奥国の国力、就中、軍事力の強化をはかつたものであつた。要するに、乱の影響がもつとも甚大であつた辺郡一帯の支配体制を立て直し、強化することが、この時点の律令国家の奥羽政策の中心課題の一つであつたとみられる。とすれば、④の鎮所への運穀奨励策も、①と連繋しながらそのような課題を達成するための政策の一つとして発布されたものととらえられよう。

④の時点での奥羽情勢と律令国家の政策課題を以上のように理解すると、軍備の増強も、当然、辺郡地域を中心におこなわれたと考えられる。そこで④で軍糧の運送先とされ、したがって軍兵の配備場所でもあつた「鎮所」も、辺郡に所在する城柵ということになる。④のねらいは、辺郡の「鎮所」に軍糧を備蓄し、軍兵を増強して蝦夷を威圧し、その武装蜂起を未然にふせいで辺郡の治安を回復しようとしたものとみられるのである。

ついで官奏の四ヶ月後に諸国司へ柵戸一〇〇〇人の簡点と陸奥の鎮所への移配が命じられるが(d)、これもさきに検討したように、養老四年の蝦夷の反乱によって陸奥国の辺郡の住民、すなわち柵戸に多数の逃亡者が発生したために、それを急遽補充して辺郡の支配体制を立て直す必要が生じたことに応じた政策であつたとみられる。したがってこの場合の「鎮所」も辺郡の城柵をさすと考えられるのである。

ただ、(c)では神亀元年の海道の蝦夷の反乱に際して、鎮所が軍事物資の送り先とされ、軍事行動の拠点となつてはいるが、征夷に際しては、征夷軍の將軍や鎮守將軍のいる国府多賀城にまず軍事物資や軍兵を集結す

るといのが一般的なありかたと思われるので、この鎮所には多賀城が含まれていた可能性が高いとみられる。

このように、④や(d)の記事の検討からは、養老・神亀期の鎮所は、陸奥国の辺郡の城柵を主にさすことが確実視され、(c)によれば多賀城が含まれる可能性も高いということになる。では、その鎮所はある特定の城柵だけをさすのか、それとも佐々木茂楨氏が論じたように「複数の城柵の総称」とみるべきなのか、いずれが妥当であろうか。これは養老四年の蝦夷の反乱が空前の規模で、その影響が辺郡の広汎な地域にわたったとみられること、それに対する律令国家の政策もきわめて画期的かつ包括的であることなどから、このときの運穀の奨励や柵戸の移配が単一の城柵のみに対する政策とは考えがたい。ただ、文献的にはこれ以上具体的に検討する材料が残されていないので、つぎにこの時期に一齐に造営されたことが考古学的に明らかにされている多賀城と大崎地方・牡鹿地方の諸遺跡を取り上げ、この問題を別の角度からさらに検討してみたい。

5 多賀城創建期の陸奥国北部の遺跡と鎮所

周知のように、多賀城創建期と同時期の瓦が古川市名生館遺跡（小館地区―玉造郡家か）、同市伏見廃寺跡（名生館遺跡付属寺院）、中新田町城生柵遺跡（城柵官衙遺跡、玉造柵・色麻柵などの可能性あり）、同町菜切谷廃寺跡（城生柵遺跡付属寺院）、色麻町一の関遺跡（寺院跡、城柵ないし郡家の付属寺院の可能性が高い）、宮崎町東山遺跡（賀美郡家か）、田尻町推定新田柵跡、鳴瀬町亀岡遺跡（不明、牡鹿柵の可能性もあり）などの大崎地方から海道牡鹿地方にかけての遺跡から出土している⁽³³⁾。またこの時期の多賀城および大崎地方の諸遺跡で使用された瓦は色麻町日の出山窯跡群、田尻町木戸窯跡群、古川市大吉山窯跡群、それに最近発掘調査がおこなわれた三本木町と松山町にまたがる下伊場野窯跡群など、いずれも大崎地方で生産されていることも明らかにされている⁽³⁴⁾。

（図1参照）。さらに、矢本町赤井遺跡（牡鹿柵、または牡鹿郡家）からも、瓦の出土は少数であるが、なかに粘土板桶巻造りで凸面に格子目タキがあつて、技法的に多賀城創建期ないしそれ以前にも遡りうる瓦の断片が出土しており、また八世紀前半の須恵器も多数出土している⁽³⁵⁾。これらのことから、赤井遺跡でも多賀城創建期のころに大規模な造営がおこなわれたことが想定される。

以上のような考古学的成果から、多賀城の創建意義に関わることであり、つぎのような点を指摘することができる。

(A) 多賀城の造営は単独でおこなわれたのではなく、大崎地方や牡鹿地方の多くの城柵・郡家などの官衙や官衙付属寺院の造営と一体のものとして進められた、ということが明確になった。

(B) これらの遺跡の瓦は、日の出山・木戸・大吉山・下伊場野といった大崎地方の瓦窯跡で生産され、やや離れた多賀城へも供給されているということが判明した。

(C) 前記の遺跡のうち、名生館遺跡・伏見廃寺跡・色麻町一の関遺跡・菜切谷廃寺などからは、多賀城創建期の瓦よりも古い七世紀末―八世紀初頭の時期の瓦が出土している。また赤井遺跡でも、七世紀後半に遡る土器が出土している⁽³⁶⁾。これらの事実、少なくとも七世紀末ごろまでに、多賀城創建期と同様に大崎地方から牡鹿地方にかけての地域が中央政府の支配下に組み込まれていたことを示すものである。

(D) 多賀城創建期の瓦を技法的にみると、当初は下伊場野窯跡群の瓦のような、それまでの技法・形態を一部踏襲する段階を経ながら、従来の瓦の製作技法、形態、施文手法等が全面的に刷新される⁽³⁷⁾。しかも、多賀城創建瓦を境に、平瓦に、桶巻き作りから一枚作りへと、いう大きな製作技法上の変化が起こるが、これは畿内での藤原宮以前の桶巻き作りから平城遷都後の一枚作りへとという変化に対応したも

のである。⁽³⁸⁾

(A)は多賀城造営の意義を考えるにあたって、もつとも基礎とすべき考古学的事実であると思われる。多賀城は、当初から大崎・牡鹿地方の諸城柵・郡家と一体のものとして計画・造営されたのである。多賀城の造営が、養老四年の蝦夷の反乱後まもなく着手されたとすれば、それと一体の大崎・牡鹿地方の城柵・官衙、すなわち玉造等五柵や黒川以北十郡の建置も、やはり乱の直後に、多賀城の造営と並行しておこなわれたことになる。またその目的についても、これらがすべて一体の事業であったとすれば、これらの城柵・郡家の造営、さらには黒川以北十郡の建置などは、すべて乱後における辺郡支配の動揺の建て直しを目的とした政策の一環ということになる。

つぎに(B)であるが、大崎地方で生産された瓦が、そこから三〇〜四〇キロほど南に位置する多賀城へ大量に運ばれているということは、この時期には大崎地方に大規模な瓦の生産組織が構築されて、その後方に位置する多賀城すらも、大崎地方を中心とする瓦の生産―供給体制に組み込まれたことを意味するものである。進藤氏は、多賀城創建瓦が大崎地方の丘陵で生産された理由を、多賀城創建以前に大崎地方にまで律令支配が及んでおり、多賀城の創建がその支配領域を継承し、二次的に支配を強化することを目的としていた、ということに求めている。⁽³⁹⁾ このこと自体に異論はないが、それにしても重貨である瓦を、わざわざ大崎地方から多賀城に大量に運ぶということは、まったく異例のことである。

多賀城の瓦は、これ以後は、第二期が仙台市柞江窯跡・蟹沢中窯跡、第三期が仙台市安養寺下窯跡、第四期が利府町春日大沢窯跡群に仙台市安養寺中田窯跡・五本松窯跡などで焼成されたことが判明しており、いづれも多賀城の近隣の瓦窯である。いっぽう、多賀城以前の時期においても、七世紀末ごろの郡山遺跡のⅡ期官衙に隣接し、それと同時期に建てられたとみられる郡山廢寺の瓦も、近隣の仙台市富沢窯跡ないし西台

窯跡周辺で生産されたものとみられている。⁽⁴⁰⁾ この時期は、大崎地方では名生館遺跡・伏見廢寺跡・色麻町一の関遺跡・葉切谷廢寺などの遺跡で瓦が使用されていた時期にほぼ相当するが、大崎地方で焼成された瓦が郡山廢寺に供給されたというような事実は確認されていない。このように、多賀城の創建期をのぞけば、多賀城でも、またそれ以前の郡山遺跡でも、近隣の瓦窯で生産された瓦が使用されているのであって、大崎地方で生産された瓦が、三〇キロ以上も後方の多賀城へ供給されているというのは、ほかの時期には例をみない刮目すべき事実である。

この多賀城の創建期に特有の現象をどう理解したらよいであろうか。この時期には、乱の影響を直接こうむった辺郡の支配体制を再建・強化することが急務とされ、そのために大崎地方にいつせいに数多くの城柵・郡家・寺院などの施設を造ることが要請されたので、それら大崎地方の諸施設の造営に力点が置かれるようになるのは、当然の勢いであつたろう。そこで、大崎地方を中心に大規模な造営体制が組織され、大崎地方から隔たったところに位置する多賀城も、その造営体制のなかに組み込んで瓦の供給をおこなうことにしたと考えることができる。とすれば、これは、多賀城の造営が大崎地方の城柵の造営、建郡などと一体のものであったことを示すにとどまらず、このときの政策の眼目が多分に陸奥国の辺郡にあたる大崎地方の支配体制の強化という点にあったことの結果と解されよう。

多賀城ははじめから国府兼鎮守府として創建されたと考えられるが、そうすると、多賀城の立地は、このとき造営が進められた大崎・牡鹿地方の辺郡の諸城柵・諸郡を、国府・鎮守府として上から統括するという役割をもって、それにふさわしい場所が選ばれたとみることができよう。すなわち、律令国家の奥羽支配の中核として構想された多賀城は、蝦夷の攻撃に直接さらされる危険を避けて蝦夷の居住地と境を接する辺郡から一定の距離をとりながらも、国府津となる塩竈の港からほど近く、辺

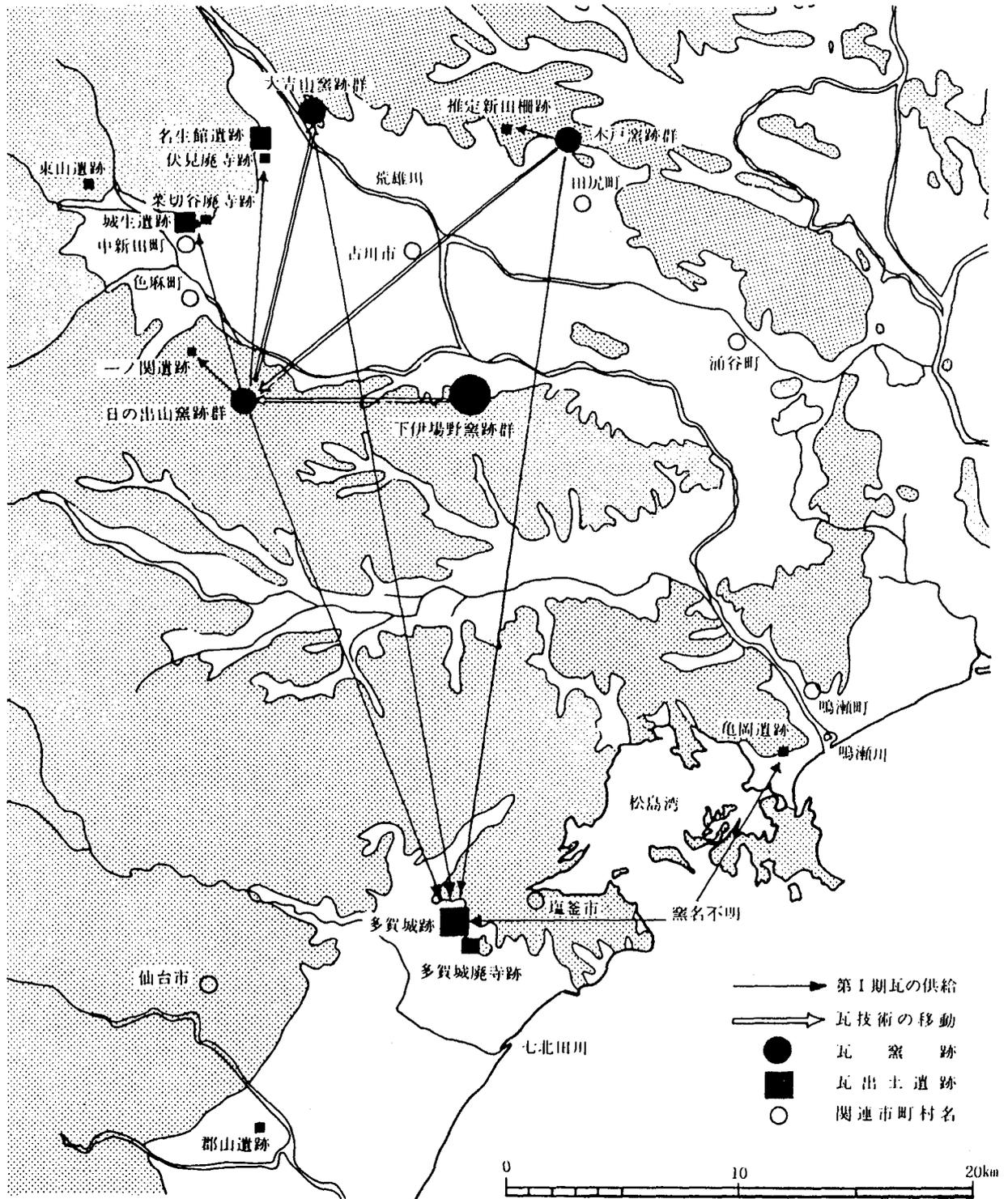


図1 多賀城創建期の瓦の供給関係と工人の移動 (進藤秋輝氏作成、『下伊場野窯跡群』より)

郡との水陸の交通（河川交通をも含む）にも便利で、これらの地域の後援の根拠地として最適な場所にあたり、なおかつ陸奥国全体の統括にも支障のない場所を選んで建てられた、と考えられるのである。⁽⁴²⁾多賀城の立地自体が、玉造等の五柵が所在する辺郡を強く意識しているといつてよい。また、このときの城柵・官衙の造営が、大崎地方を中心としつつ、多賀城や海道牡鹿地方をも含んだ、陸奥国北辺の広汎な地域を包括する生産―供給体制のもとで遂行されたということは、この事業が律令国家の主導する、この時期の組織的な奥羽政策の一環としておこなわれたことを端的に示すものであろう。

なお、最近、進藤秋輝氏は、多賀城の外郭線には八世紀代を通じて開放部分があり、完全に周囲を圍繞していなかった、という見解を提示している。⁽⁴³⁾この問題については別稿で関説したが、⁽⁴⁴⁾多賀城の創建期に関していえば、多賀城は、右にみたごとく、はじめから蝦夷の居住地域と境を接した前線の城柵としてではなく、後方からそれらを統括する国府兼鎮守府として造営された城柵であるから、もともと軍事的緊張の高くない場所を選んで建てられたと解される。したがって、多賀城が蝦夷の攻撃に直接さらされるといふような事態は、当初は、当然、想定されていないが、進藤氏の見解にしたがえば、城柵の外郭施設が常に軍事的機能を第一義とするものではなかったことになるが、その場合でも、多賀城と玉造等五柵などの前線の城柵とは立地・役割が大きく異なるので、その軍事的機能にも一定の差異があったと考えられ、前線の城柵にも同じような状況を想定することはむしろかしいと思われる。

また(C)に関して、進藤氏は「多賀城創建期の領域はそれ以前の領域を継承したにすぎ」ず、多賀城・玉造等五柵などの造営も、「以前の支配領域を二次的に強化することを目ざしたものであった」としているが、⁽⁴⁵⁾したがうべき見解と思われる。多賀城・玉造等五柵などの造営は、養老四年の蝦夷の反乱後に大きく動揺した辺郡支配の立て直しをはかったも

のという見解を本稿で示したが、これは、この時期の城柵・官衙の造営が新たな領域の拡大を意図したのではなく、既存の支配領域を二次的に強化しようとしたものであったという進藤氏の見解とよく照応するものであると考える。

(D)は、多賀城創建段階に瓦の製作技法の刷新と瓦工人の新たな編成がおこなわれたことを示すばかりでなく、このとき編成された瓦の生産体制が畿内に直結した中央政府主導によるものであったことを如実に示すものであろう。

以上、これまで判明している考古学的事実から、多賀城創建期の一連の造営事業の意義を検討してきたが、ここでもう一度まとめておきたい。

(1) 多賀城は、当初から大崎・牡鹿地方の諸城柵・郡家と一体のものとして計画・造営された。

(2) 一連の造営事業は、大崎地方にもっとも重点が置かれており、そこを中心に造営に必要な物資の生産・供給体制が大規模に組織され、多賀城へも供給がおこなわれた。

(3) 多賀城の外郭線は、創建以来九世紀初頭まで開放部分があるという見解が示されているが、これは前線の玉造等五柵を統括する後方の国府兼鎮守府として建置された多賀城の政治的性格と関わるものとして解釈が可能である。

(4) このときの一連の造営は、支配領域の新たな拡大を意図したのではなく、七世紀後半代以来の支配領域を二次的に強化しようとしたものであった。

(5) 造営体制の構築にあたっては、畿内の最新の技術が導入され、中央政府主導のもと、辺郡一帯から多賀城にかけての広汎な地域を包括した生産・供給体制が組織され、多数の施設の造営が併行して進められていった。

さらに、文献史料の検討から、養老・神亀期の史料に、軍糧および軍

事物資の運搬先や柵戸の移配先としてみえる鎮所は、養老四年の乱後における辺郡の支配体制を強化するための政策に深く関わっているところから、辺郡に所在する複数の城柵（それに多賀城も含まれる可能性がある）とみられることを指摘した。一方、考古学的には、多賀城の造営と並行して、大崎・牡鹿地方一帯でいっせいに城柵・郡家・寺院などの造営がおこなわれていたことが明らかとなっている。このようにみえてくると、興味深いことは、鎮所が集中的に史料にみえる養老六年（七二二）閏四月から神亀元年（七二四）四月の時期が、ちょうど多賀城の、したがってまた大崎・牡鹿地方の諸城柵・郡家の造営期間に一致するとみられることである。とすれば、かつて佐々木茂楨氏が、養老〱神亀期の「鎮所」を、当時建郡が進行中の大崎地方におかれた複数の城柵の総称と解した⁽⁴⁶⁾ことが改めて注目される。佐々木氏の説は、その後平川氏によってさらに明確になった多賀城の造営期間とも齟齬せず、いっそう蓋然性が高まったといつてよいであろう。私も、基本的には佐々木説にしたがいたい。とくに(d)の柵戸の主要な移配先が、大崎・牡鹿地方の諸城柵周辺であることは、乱後の辺郡の状況からみても間違いなさであろう。ただ、当該期の「鎮所」に多賀城も含まれるのか、という点が問題として残ると思われる。

私は、この時期の「鎮所」から多賀城を除外する必要はないと考える。多賀城が大崎・牡鹿地方の諸城柵（〱玉造等五柵）と一体の造営事業によって創建されたことは、既述のように、考古学的に明らかであるし、機能的にも多賀城は玉造等五柵と一体のもので、国府兼鎮守府としてそれらを上から統括するものとして構想された城柵であった。また、多賀城には兵士が常駐していたので、おそらく創設当初の鎮兵も、その一部が配備されたであろう。とすれば、軍糧の送り先の「鎮所」には、当然、多賀城も含まれていたはずであるし、神亀元年の海道蝦夷の反乱の征討に際して「鎮所」に送られたという綵帛・緇・綿・布などの軍事物資

(c) も、既述のように、まず国守・鎮守將軍のいる創建時の国府多賀城に送られたと考えるのが自然である。以上のような点から、私は養老六年〱神亀元年の『続日本紀』に集中的にみえる「鎮所」とは、具体的には、この時期にいっせいに造営が進められていた多賀城と玉造等五柵の双方をさすと考える。

① 乱後の政策転換の意義

これまでの考察によって、養老四年の蝦夷の反乱を契機として律令国家の奥羽政策が大きく転換し、調庸制の停止―「更税」制の創始、鎮守府―鎮兵体制の創設、多賀城や玉造等五柵の造営、黒川以北十郡の建置などがいっせいにおこなわれたことが明らかになったと思われるが、本節では、これらの組織的な政策転換が乱後のいつごろからはじまり、また全体としてどのような性格をもつものであったのか、ということをおきたい。

養老四年の蝦夷の反乱後、はじめて政策転換のきざしが現われるのは、翌年八月の出羽国を陸奥按察使の管轄下に置くという記事であろう（表1参照）。それ以前の四年十一月と五年六月には相ついで調庸が減免されているが、ほかにこれといった政策は打ち出されていない。陸奥按察使管内に出羽も編入したのは、おそらく「辺境諸国統一指揮の必要」が痛感されたため⁽⁴⁷⁾、乱の経験によるものとみてよいが、これは乱の起こった陸奥の現地に対してとられた政策ではない。つぎに六年閏四月に、按察使管内の調庸の停止と更税の制の創始、鎮所への運穀奨励策などを定めた太政官奏が發布される。この政策がきわめて画期的かつ組織的であることは、本稿の検討によって明らかになったとおりである。

このようにみると、養老四年に蝦夷の反乱が勃発したあと、すぐさま征夷軍が編成・派遣されて乱の鎮圧にあたるが、当初中央政府が陸

奥の現地に対してとった措置は、もっぱら調庸の減免策であり、辺郡の動揺に対する対症療法的なものにとどまっていた。それが最初に大きく転換するのが、六年閏四月の太政官奏で出された一連の政策なのである。したがって律令国家は、この間に、従前のような辺境政策では蝦夷の反乱を未然に防ぎ、辺郡を安定的に支配することは不可能であるという認識をもつにいたり、奥羽政策の根本的な転換に踏み切ったと考えられる。

そして多賀城と玉造等五柵をさすとみられる「鎮所」が初めて登場するのも同じ官奏においてであった。とすれば、多賀城・玉造等五柵体制や黒川以北十郡建置などが立案され、実施に移されるのも、二度目の調庸免除がおこなわれている養老五年六月から太政官奏が發布される翌六年閏四月前後にかけての時期ということになり、就中、辺郡の支配強化策を組織的に打ち出す太政官奏が發布される六年閏四月前後の可能性が高いとみられる。既述のように、平川氏は、多賀城政庁と外郭南門を結ぶ道路の付設の時期を、「養老五年四月以降おそらく養老六年にかけての頃」と推定しているが、これは本稿での律令国家の奥羽政策の転換時期の考察結果とほぼ一致する。多賀城、したがってそれと同一の政策の所産である玉造等五柵・黒川以北の諸郡の郡家の造営開始時期を、養老六年の前半前後とみる推定は、かなり蓋然性が高いといえよう。

つぎに、乱後に推進される新しい奥羽政策全体の性格を、どう把握したらよいかという問題を考えてみたい。

この時期にとられた政策の特徴は、何といっても、律令制支配の根幹である調庸制の停止と「更税」の制の創設に端的にあらわれているように、律令制の基本的な原則の変更をとともう思い切った政策がつきつきと打ち出されたということである。鎮所への運穀奨励策も、東国などの在地豪族の私富の征夷への導入ということ自体、斬新な政策であるが、その後整備された鎮兵制は、東国の軍団兵から徴発した長上兵に公糧を支給して、城柵に配備する令外の兵制である⁽⁴⁹⁾。この鎮兵は軍防令制の戦

時編成に準じた軍隊で、坂東からの征討軍の常駐化といつてよく、それが常置されるということとは、律令制本来のあり方からすればかなり特異なものであった⁽⁵⁰⁾。また、多賀城の創建とともに置かれたと考えられる鎮守府は、基本的には鎮兵の統括機関とみなせるが、將軍・副將軍・軍監（判官）・軍曹（主典）というその官員構成は、軍事行動に際して臨時に任命される征討使の官制（軍防令24將帥出征条）に準じたものである。このことは、鎮守府が鎮兵の統轄機関を基本とすることに対応するものと考えられるが、それに加えて、鎮守府は、征討時には鎮守府直属の鎮兵だけではなく、坂東の騎兵・軍士など他国の軍兵をも統括しており、官員構成上からも、軍兵の指揮権からも、鎮守府には征討使を常駐化させた組織という性格を認めることができる⁽⁵¹⁾。

このように、鎮守府・鎮兵体制は、単にそれらが令外の官、令外の兵制であるというばかりでなく、律令制の原則を大幅に変更して創設したものであって、その点で調庸制を停止して制定された「更税」の制に通じる面があるといえよう。養老四年の蝦夷の反乱に対する律令国家の衝撃の大きさと、乱後の律令国家の奥羽政策にかける意気ごみの程が察せられる。

乱の二年前の養老二年（七一八）五月、陸奥国から石城・石背両国が分離独立するが、このときは同時に越前国から能登国が、上総国から安房国が分立している。したがって、石城・石背両国の分割は、必ずしも奥羽独自の政策ではなく、広く東国全体を視野に入れた政策の一環であったとみられる。このうち安房・能登両国は、天平十三年（七四一）に、安房国はもとどおり上総国に、能登国は越中国に併合され、天平宝字元年（七五七）にいたってふたたび両国が分立するという変遷をたどっている。ところが石城・石背両国のみは、分立後数年で陸奥国に再併合されてしまう。その具体的な時期は不明であるが、石城・石背両国が最後にみえる養老四年（七二〇）十一月から、「坂東九国」（通常の坂東八国

に陸奥国を加えたものと解される」という表記のみえる神龜元年（七二八）四月の間のことと考えられる（旧稿参照）。とすれば、両国の異例の短期間での陸奥国への再併合もまた、養老四年の反乱後の一連の政策転換のなかに位置づけて考えるべきであろう。

石城・石背両国のきわめて短期間での陸奥国への再併合は、和銅年間以来、律令国家が進めてきた奥羽政策が破綻し、大幅な政策の見直し、転換を余儀なくされたことを端的に示すものである。(a)和銅元年（七〇八）の越後国出羽郡の建郡にはじまり、(b)同五年の出羽国建国と陸奥国最上・置賜二郡の出羽国への移管、(c)同六年の陸奥国丹取郡の建置、(d)同七年の尾張・上野・信濃・越後等の国の民二〇〇戸の出羽柵戸への移配、(e)靈龜元年（七二五）の坂東六ヶ国の富民一〇〇〇戸の陸奥国への移配、(f)靈龜二年（七二六）の信濃・上野・越前・越後の四ヶ国の百姓各一〇〇戸の出羽柵戸への移配、(g)養老二年（七二八）の陸奥国からの石城・石背両国の分置、そして(h)養老三年（七二九）の東海・東山・北陸三道の民二〇〇戸の出羽柵戸への移配と推進されてきた八世紀初頭の奥羽政策であったが（表1参照）、これらの一連の政策は、出羽国の分置とその基盤強化（a）・（b）・（d）・（f）・（h）と、陸奥国北辺部の基盤強化とその分離・独立（c）・（e）・（g）の二点に集約することができる。というのは、養老二年（七二八）の石城・石背両国の分置は、一面では、蝦夷の居住地と境を接する特殊な地域だけを小規模の陸奥国として残し、他地域から分離するという意味をもっており、その点で越後国からの出羽国の分立と同一路線にある政策とみることができるところである。⁵²この、いわば出羽国方式の律令国家の辺境支配は、出羽の場合は、出羽郡建郡直後の和銅二年（七〇九）に蝦夷の反乱が起こるが、その鎮圧に成功し、以後、この体制が恒久化する。一方、陸奥国では、石城・石背両国の分置による小規模陸奥国の誕生直後の養老四年（七二〇）に、空前の規模の蝦夷の反乱が勃発する。乱自体はまもなく征夷軍によって鎮圧される

が、その後も辺郡一帯の動揺がなかなか収まらず、ついに律令国家は、本稿で詳述したように、全面的な政策転換を余儀なくされていくのである。そのなかで出羽国方式は破棄され、いったん分置された石城・石背両国がふたたび陸奥国に併合されて、広域陸奥国が復活することになる。

石城・石背両国の分置は、旧稿で論じたように、この両国を陸奥国から切り離して坂東諸国などとともに小規模陸奥国の後援（＝人的・物的資源の供給基地）と位置づけ、兵役や夷祿などの蝦夷支配のための基本的、直接的な負担を、もっぱらこの新制陸奥国になわせようとする体制の創設という意味をもったと理解されるが、結局のところ、この出羽国方式による新体制は、陸奥国では、成立後まもなく蝦夷の反乱に遭ってもろくも瓦解してしまふのである。新制陸奥国のみ国力では、陸奥の蝦夷の支配を安定的におこなうことは無理であることが明白となり、⁵³その後、代わって希求されたのが、石城・石背両国を再び陸奥国に併合して広域陸奥国を復活するとともに、前線にあたる辺郡地域に、坂東諸国などから物資・人員を組織的に導入し、城柵・郡家などの支配機構を大幅に整備・強化する一方で、調庸制の停廃、勸農、軍事教練、トネリや衛士・仕丁などの本国帰還などを組織的に実施して、広域陸奥国の国力増強策を強力に推進し、復活した広域陸奥国一國で平時の蝦夷支配を安定的におこなえる体制を創設するということであり、多賀城が成立する神龜元年前後に、この体制は一応の完成をみるのである。旧稿では、これを「神龜元年体制」ないし「陸奥一國体制」と呼ぶことを提唱した。

平川南氏は、「多賀城の創建は、和銅元年体制とよばれる八世紀前半の全国的な地方行政整備の一環として実施されたと考えられる。すなわち、出羽国建国にはじまる陸奥国北部の改変、石城・石背両国の分置など一連の東北政策に連動するものである」と、和銅元年体制の延長線上に多賀城の創建を位置づけ、それを石城・石背両国の分置策と連動した

政策とみているが、⁵⁴如上の考察が大筋で認められるとすれば、むしろ逆であって、石城・石背両国の陸奥国への再併合と多賀城の創建が連動することになる。すなわち、養老二年の石城・石背両国の分離が、和銅元年以来の奥羽政策の延長線上にあるのに対して、両国の再併合は、養老四年の蝦夷の反乱によって陸奥国で従来の路線が破綻してしまったのちに、あらたな律令国家の辺境支配策の一環として、鎮守府―鎮兵体制や多賀城・玉造等五柵・黒川以北十郡などの建置と一体のものとして構想されたとみられるからである。とすれば、多賀城は広域陸奥国の国府として創建されたことになる。

そうすると、広域陸奥国の復活、すなわち石城・石背両国の陸奥国への再併合の時期も、多賀城の完成とあまり隔たらない時期を想定するの
が自然であろう。さきにふれたように、土田直鎮氏は、養老五年（七二一）八月に出羽国を陸奥按察使の管下に置いたことを、養老四年の蝦夷の反乱のあと、「辺境諸国統一指揮の必要が痛感せられた」ことによるものとし、石城・石背両国の停廢時期も同様の理由から養老五年ごろに求めている。⁵⁵四年の蝦夷の反乱が、二つの施策の契機になっているというのは、まったくその通りと思われる。ただし両国の停廢は、むしろ按察使による広域管轄体制の限界を克服するための政策と解されるから、出羽国の陸奥按察使管下への編入という政策をさらに一歩進めて立案されたものとみた方がよいと思われる。また、両国の停廢と広域陸奥国の復活には、辺郡一帯の支配・鎮守体制の強化や新国府多賀城の成立が不可欠と思われるので、これらの点から、両国停廢の時期は、玉造等五柵や黒川以北十郡の建置による辺郡支配の再編・強化策が一段落し、多賀城が成立する神龜元年ごろまで引き下げたほうがよいと考える。

養老四年の蝦夷の反乱を契機とする律令国家の辺境支配体制の大きな変化としては、黒川以北十郡の成立も逸することはできない。黒川以北十郡とは、大崎地方から牡鹿地方にかけての蝦夷の居住地に近接した地

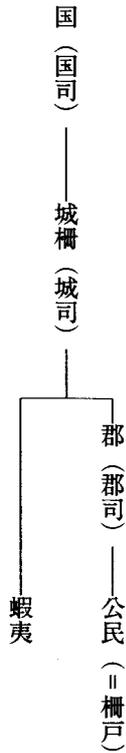
域に置かれた一〇の郡のことで、『和名抄』によれば、二々五郷、平均三・二郷から構成される、いずれも非常に小規模な郡であった。この黒川以北十郡は、ちょうど玉造等五柵が置かれた地域に相当し、しかも旧稿で論じたように、玉造等五柵と一体のものとして、いずれも神龜元年前後に成立したと考えられるのである。それらは微小な郡に細分されながらも、延暦八年（七八九）八月己亥（30日）条に「其牡鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川等一十箇郡、与賊接居、不可同等、故特延復年」とみえるように、一方で一体的に把握されることが多かったが、それは城柵がこれらの郡を上から統括していたからである。

黒川以北十郡は、蝦夷と境を接し、その軍事的脅威にたえずさらされているという特殊な状況に加えて、その住民構成が柵戸と呼ばれる坂東諸国などからの移民を主体としている点でも特異な郡であった。この地域には、本来の住民である蝦夷系の人々も少なからず居住していたが、彼らは郡の統属下にはなく、城司の常駐する城柵に統括されていたと考えられるのである。⁵⁶

このことと関連するが、黒川以北十郡のもう一つの特殊性は、譜第郡領家が十分に成長していないということである。これらの郡の郡領は、牡鹿郡の郡領家となる道嶋氏のように、その多くは東国ないし陸奥国南部の富民層の出身であったとみられる。郡司の同姓併用を禁じた天平七年（七三五）五月二十一日格（三代格）弘仁五年三月二十九日官符所引）で「如於他姓中無人可任用者、僅得用少領已上。以外悉停任用。但神郡・国造・陸奥之近夷郡・多櫛嶋郡等、聽依先例」と、例外的に同姓併用が認められたなかに見える「陸奥之近夷郡」とは、黒川以北十郡をさしたものとみて間違いないが、近夷郡で同姓併用が認められたのは、共同体的諸關係が未成熟で、郡領家も弱体であったことによると考えられるのである。⁵⁷

そもそも律令制下の郡は、在地の名望家たる譜第郡領家が、その伝統的權威を背景にして、配下の民戸を人格的に支配することを基本とするものであったから、新たに郡を建置してそこに遠隔地から多数の移民を送りこみ、新任の郡司が彼らを支配・統率するというのは、郡の支配形態としてきわめて変則的なものであった。それに加えて、すでにふれたように、養老四年の蝦夷の反乱のあとに住民の浮浪・逃亡が大量発生し、辺郡の混乱・動揺はなかなか収まらないという事態におちいり、律令国家は辺郡支配の困難さを痛感させられるのである。

陸奥国の辺郡にあたる大崎・牡鹿地方は、遅くとも七世紀末までには、中央政府の支配下に入っており、黒川以北十郡の成立以前に、すでに信太郡・丹取郡など複数の郡が置かれていた。黒川以北十郡は、基本的にその領域を引き継いで再分割したものとみられる。⁵⁸⁾つまり微小な近夷郡も、養老四年の乱後に建置された黒川以北十郡において初めて誕生するのである。郡の領域を細分化したのは、旧稿で指摘したように、郡司による領域支配を少しでも容易にするための方策とみられるが、これは、乱後に辺郡支配の動揺が長期化するなかで、通常の令制郡程度の規模で住民支配をおこなうことの困難さが痛感された結果であろう。同時にこの地域に城柵を増設して、細分化した郡のいくつかを城柵に統括させ、



という他地域にはみられない支配組織を辺郡に構築して、辺郡支配の強化・安定をはかったのが、玉造等五柵―黒川以北十郡体制の創設であったと考えられるのである。

以上、第②節で検討した①調庸制の停止と「更税」の制の創始に加え

て、養老四年の蝦夷の反乱後から神龜元年前後にかけてきわめて組織的に実施され、かつ多賀城の成立と密接な関連を有する政策である、②鎮守府―鎮兵体制、③石城・石背両国の短期間での陸奥国への再併合と広域陸奥国の復活、④玉造等五柵―黒川以北十郡の成立などを検討してきた。ここで、これらの政策の意義を改めて総括しておくことにする。

①は、律令国家にとってみれば、律令制の根本原則を変更し、なおかつ中央財政の収入減を容認してまでも大幅な負担減を断行して、乱によって疲弊した奥羽の民力の休養と、在地の基盤強化とをはかったもので、律令国家の乱後の奥羽政策にかけ断固たる決意を示すものである。また一方で、夷祿の確保が優先されているところから、蝦夷対策も決して等閑に付されてはいなかった。②は、端的にいうと、征夷使と征夷軍の常駐化であって、具体的には陸奥国司に鎮官を兼務させ、そのうちの何人かを城司として各城柵に常駐させて、当国兵(軍団兵)に加えて鎮兵を統率させるという体制を創設したことを意味するものであるから、陸奥国に強力な軍国体制を布こうとしたものといっても、決して過言ではない。多賀城はこのような体制の要となる国府兼鎮守府として構想されたのである。③は和銅以来の奥羽政策の破綻をもっともよく象徴するものである。乱の直前に石城・石背両国を分離して誕生した小規模な陸奥国であったが、その国力のみでは陸奥の蝦夷を強圧的に支配することは到底困難であることが、未曾有の反乱を体験して明白となり、急遽両国を陸奥国に再統合することになったもので、この時期広域陸奥国全体の国力強化が推し進められて、「陸奥一國体制」が形成される。多賀城はかかる意義をもつ広域陸奥国の国府として創建されたのであった。④はこの時期の政策の眼目が辺郡支配の再編強化にあったことを如実に示すもので、多賀城はその後援に位置し、国府―鎮守府としてこれらを後方から統括する役割をになっていたのである。

①④の政策は、広域陸奥国全体の基盤強化を目的とした①③と、辺

郡の支配体制の強化策である②④に大きく二分することができる。これは、一連の政策によって成立する「神龜元年体制」が、辺郡支配の強化と陸奥国全体の基盤強化策の二つの柱からなっていたことを示している。ここから読みとれる乱後の律令国家の辺境政策の理念は、まず乱後、支配体制が大きく動揺した辺郡に五つの城柵を配置し、そこに軍団兵に加えて新たに東国から徴発した長上兵である鎮兵を配備して軍備を飛躍的に強化すると同時に、これまでの郡を分割・再編して郡領による郡支配の強化をはかる。もう一方で、調庸制の停止と「更税」の制の創始によ

って、大幅な負担減を断行して陸奥按察使管内全体の疲弊の回復を促進し、さらには勸農政策と軍事教練を実施してその国力を増強するとともに、石城・石背両国を陸奥国に再併合することで広域陸奥国の令制国としての一体性を回復させ、陸奥国全体の基盤強化を推進して、その蝦夷支配の後方基地化をはかるというものである。要するに、蝦夷と境を接する辺郡を蝦夷支配の前線基地としてまず整備・強化し、さらにこの辺郡を人的・物的に支える後方基地として復活した陸奥国を位置づけるという政策理念であり（＝陸奥一國体制）、国府兼鎮守府の多賀城は、いわばこの辺郡と陸奥国という、蝦夷支配での二つの枠組みを結びつけ有効に機能させるための結節点という役割をになっていたとみることができ

きる。そしてこれらの政策全体を通じて特筆すべきことは、調庸制の停廃「更税」の制の創始をはじめとして、鎮守府―鎮兵体制や微小な近夷郡＝黒川以北十郡の建置など、いずれも律令制の原則から大きくふみ出した、画期的なものばかりが目につくことである。いわば、律令国家の強圧的な支配に対する蝦夷の大規模な反抗が、辺郡の民衆に深刻な動揺を巻き起こして律令国家を苦境に立たせ、結果的に律令制の原則にこだわらない、在地の実情に即した対応を引き出すことになったといえよう。天平年間における行基に対する対策の変化や土地政策・浮浪人対

策の転換などは、律令国家の体制的な転換を意味すると評価されているが、これら養老・神龜期の一連の政策は、律令国家の辺境政策に限定されたものとはいえず、その先駆ともいえるべき性格をもつものであったといえよう。

もうひとつ、乱後の政策を通じて注意すべきことがある。それは、この時期を境にして陸奥出羽両国で、それぞれの実情にあった、異なる政策がとられるようになるということである。さきにふれたように、和銅年間以来、越後国からの出羽国の分立、石城・石背両国の分置と小規模陸奥国の成立というように、奥羽両国で同様に推進されてきた律令国家の辺境政策の路線が、陸奥側では乱によって破綻し、広域陸奥国が復活する。また多賀城の成立とともに鎮守府―鎮兵体制が成立するが、出羽国では鎮守府は最後まで置かれなかったし、鎮兵の配備もずっと遅れ、恒常的な鎮兵制の存在が確認できるのは九世紀に入ってからである。さらに乱後の陸奥国では、神龜五年に新たに白河軍団を置くなど、徐々に軍団制を整備していく。二団に削減されたこともあったが、大体において陸奥国には四―七団の軍団が存在していた。それに対して、出羽国には一貫して一団しか置かれなかったとみられる。また出羽国では、山北三郡（山本・雄勝・平鹿）が近夷郡として一括して扱われることがあるが、それは九世紀後半代に入ってからのもので、雄勝・平鹿両郡が建置された天平宝字三年（七五九）以降、少なくとも九世紀初頭までの山北地方には、二郡しかなかったとみられる。したがって黒川以北十郡のよ

うな微細な近夷郡も陸奥国に特有な存在といつてよいものである。このように「神龜元年体制」の成立以降、陸奥出羽両国での政策に相違が目立ってくる。これまた、養老四年の蝦夷の反乱によって、律令国家が「陸奥の蝦夷あなどるべからず」との認識を深めた結果であろう。以上みてきたように、乱後に矢継ぎばやに実施された諸政策の検討から、養老四年の蝦夷の反乱の影響の深刻さと、律令国家の受けた衝撃

の大きさ、その断固たる決意がしだいに浮かびあがってくる。多賀城は、このような未曾有の蝦夷の大反乱と律令国家の奥羽政策の大転換のなかで創建されたのである。

おわりに

本稿では、養老四年に起こった蝦夷の反乱の直後に多賀城の造営が開始され、また陸奥按察使管内の調庸制が停廃されるという近年の研究成果を受けて、養老四年の陸奥の蝦夷の反乱が、実は空前の規模のもので、その影響によって辺郡一帯の支配体制が大きく動揺し、律令国家の奥羽支配が深刻な危機に瀕したこと、このような事態を打開するため、律令国家はそれまでの奥羽政策を大きく転換し、辺郡の支配体制の再編強化と陸奥国全体の蝦夷支配の後方基地化とを基軸とした政策を組織的に推進していったこと、多賀城の造営もそのような乱後の律令国家の辺境政策の一環に他ならないことなどを指摘した。

文献史料から知られる調庸制の停止と「更税」の制の創始、鎮所への運穀と柵戸の移配、石城・石背両国の異例の短期間での陸奥国への再併合など、この時期に矢継ぎばやに実施された諸施策は、すべて右のごとき目的をになった乱後の律令国家の政策として実施されたものであった。一方、これに対応する考古学的事実が、多賀城と大崎・牡鹿地方の諸城柵・郡家の造営が一体のものとしておこなわれ、しかもその際に大崎地方を中心にして造営体制が組織され、多賀城の瓦も大崎地方の瓦窯から供給された、という多賀城創建期の陸奥国北部の状況にほかならない。とすれば多賀城の造営は、玉造等五柵などとともに、乱後の辺郡の動揺の收拾と、支配体制の強化という同じ目的のもとに着手されたということになる。またこの時期、大崎地方の郡家もいっせいに建造されたことが考古学的に知られるが、これは、文献にみえる黒川以北十郡が多賀城

の創建に相前後して建置されたということの意味することは、旧稿で論じたとおりである。さらに、多賀城創建瓦の技法の検討から、多賀城の創建期には畿内の最新の技術が導入され、それまでの在地の造瓦技術が一新されることが明らかにされているが、これは多賀城と大崎・牡鹿地方の諸城柵・郡家の造営が中央政府の強い主導のもとで組織的に推進されていったことを示すもので、この時期、律令国家の奥羽政策が大きく転換し、やはり中央主導のもと、新しい政策が矢継ぎばやに実施されていくという文献上の事実に対比されよう。

本稿で試みたように、多賀城創建の意味は、文献から知られる養老四年の蝦夷の反乱後の諸政策と、考古学的に解明された多賀城創建期の知見の双方を対比・総合することで、その全体像をしだいにわれわれの前に現わしてくるのである。

註

- (1) 拙稿「九世紀奥郡騒乱の歴史の意義」(虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館 一九九五年) 参照。
- (2) 『続日本紀 二』(新日本古典文学大系13) (岩波書店 一九九〇年) 八九頁脚注一二参照。
- (3) 多賀城碑に「此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎮守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也」とある。多賀城碑は明治以降偽作説が優勢であったが、近年では真作説が大勢を占めるようになってきている。安倍辰夫・平川南編『多賀城碑―その謎を解く』(雄山閣出版 一九八九年)、今泉隆雄「多賀城碑は真物か偽物か」(『図説 宮城県の歴史』河出書房新社 一九八八年) など参照。筆者も真作と考える。
- (4) 拙稿「黒川以北十郡の成立」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』二二 一九八九年)、以下「旧稿」と呼ぶ。
- (5) 平川南「多賀城の創建年代―木簡の検討を中心として―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第五〇集 故土田直鎮館長献呈論文集 一九九三年)。
- (6) 平川南「律令制下の多賀城」(宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡―政庁跡 本文編』一九八二年)。
- (7) 鈴木拓也「陸奥・出羽の調庸と蝦夷の饗給」(『史学雑誌』一〇五一―一〇五二 一九九

- 六年)。
- (8) 代替の「税」の意、税目としては該史料に「某稅者、每卒一人、輸布長一丈三尺、濶一尺八寸」ともあるように、単に「税」とみるべきであろう。
- (9) これ以前の陸奥国に関わる蝦夷の反乱としては、『日本三代実録』嘉祥三年(八五〇)五月丙申(19日)条に、「以武蔵国奈良神列於官社。先是、彼国奏請、檢古記、慶雲二年此神放光如火熾。然其後、陸奥夷虜反乱、国發控弦、赴救陸奥……」とあって、慶雲二年(七〇五)に「陸奥夷虜」が反乱を起こしたことを伝えるが、『続日本紀』には関係記事がなく、実体は不明である。また和銅二年(七〇九)に「陸奥・越後二国蝦夷、野心難馴、屢害良民」ために、陸奥鎮東將軍と征越後蝦夷將軍を任命して「出自兩道征伐」させているが(同年三月壬戌(5日)条)、このときは前年に出羽郡を建郡した越後側の蝦夷の征討が主眼であった(平川南「古代東北城柵の特質について」建郡との関連を中心として)、『東北歴史資料館研究紀要』四 一九七八年。
- (10) 土田直鎮「石城石背兩國建置沿革余考」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館一九九二年 初出は一九五二年)。ただし、兩國の陸奥国への再併合の時期については、後文で検討する。
- (11) 平川氏、前掲註(9) 論文。
- (12) 宮城県多賀城跡調査研究所「宮城県多賀城跡調査研究所年報 一九八三 多賀城跡」一九八四年。
- (13) 木簡の釈文と釈文に関する平川氏の見解は、平川氏註(5) 論文に拠る。
- (14) 新訂増補国史大系本ではこの文字を「浸」に作るが、新日本古典文学大系本にしたがった。
- (15) 新訂増補国史大系本が「鎮所」としている部分が、蓬左文庫本などの諸本では一致して「鎮可」となっている。新日本古典文学大系本はそれを探って、「募民出穀、運輸鎮、可程道遠近為差」と訓んでいるが、同書の「可」の校補では「可」は「所」と字体が近似するので、誤写の可能性があるとされている。ここでは、一応、「可」は「所」の誤写とみて、「鎮所」と読んだ。新日本古典文学大系本のように訓んでも、前後の文意は変わらないし、「鎮所」と「鎮」を通用することがあるという点も同じなので、以下の論旨はいずれにしても変わらない。
- (16) 鈴木氏、註(7) 論文。
- (17) 北啓太「征夷軍編成についての一考察」(『書陵部紀要』三九 一九八八年)。
- (18) 佐々木茂楨「多賀城と玉造等諸柵」(『国史談話会雑誌』豊田・石井両先生退官記念号 一九七三年)。
- (19) 平川南「鎮守府論I—陸奥鎮所について—」(『東北歴史資料館研究紀要』六一九八〇年)。同氏、前掲註(5) 論文でも同様の見解が示されている。
- (20) 早川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下巻 吉川弘文館 一九六二年)。
- (21) 前掲註(2) 『続日本紀』二『新日本古典文学大系』三七四頁脚注五。
- (22) 佐々木氏、前掲註(18) 論文。
- (23) 今泉隆雄「古代東北城柵の城司制」(羽下徳彦編『北日本中世史の研究』吉川弘文館 一九九〇年) 参照。八世紀代にはその多くは鎮官を兼務していたので(鈴木拓也「古代陸奥国の官制」『日本文化研究所研究報告別巻』三一 一九九四年)、「将吏」と呼ばれたのであろう。
- (24) 板橋源「陸奥出羽鎮兵考」(『岩手史学研究』八一 一九五一年)、北氏、前掲註(17) 論文など参照。
- (25) 板橋氏、前掲註(24) 論文。佐々木常人「鎮兵小考」(『東北歴史資料館研究紀要』一一 一九八五年)。
- (26) 平川氏、前掲註(19) 論文。
- (27) 『日本書紀』大化三年(六四七) 是歳条に「造淳足柵置柵戸」とあり、翌大化四年是歳条には「治警舟柵以備蝦夷。遂選三越与信濃之民、始置柵戸」とみえてゐる。
- (28) 拙稿「平安初期における征夷の終焉と蝦夷支配の変質」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』二四 一九九二年)。
- (29) 拙稿「近夷郡と城柵支配」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』二二 一九九〇年)。
- (30) 笹山晴生「東人」と東国経営」(『新版古代の日本』八 関東 角川書店 一九九二年)。
- (31) 北氏、前掲註(17) 論文。
- (32) 今泉隆雄「名生館遺跡と県北の支配」(前掲註(3) 『図説 宮城県の歴史』)
- (33) 前掲、註(6) 『多賀城跡—政庁跡 本文編—』三七—頁、宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城関連遺跡発掘調査報告書17冊 東山遺跡VI』(一九九二年)など。
- (34) 前掲、註(6) 『多賀城跡—政庁跡 本文編—』三六—九頁、宮城県多賀城跡調査研究所『下伊場野窯跡群』(多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第一九冊) (一九九四年)。
- (35) 矢本町教育委員会「赤井遺跡—第一次発掘調査報告—」(矢本町文化財調査報告書第1集) (一九八七年)、同「小松遺跡・赤井遺跡」(矢本町文化財調査報告書第2集) (一九九一年)、同「赤井遺跡—牡鹿柵—郡衙擬定地—」(矢本町文化財調査報告書第3集) (一九九五年)。なお佐藤俊幸氏の教示を得た。
- (36) 矢本町教育委員会、註(35) 報告書第1〜3集。また進藤秋輝「海道と牡鹿柵」(『石巻の歴史 第一巻』(石巻市、一九九六年) 参照)。

- (37) 多賀城跡調査研究所、前掲註(34)『下伊場野築跡群』。
- (38) 進藤秋輝「多賀城創建をめぐる諸問題」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館 一九八六年)。
- (39) 進藤氏、前掲註(38) 論文。
- (40) 前掲、註(6)『多賀城跡—政庁跡 本文編—』三七一—三七三頁。
- (41) 木村浩二氏の教示による。
- (42) 今泉隆雄氏は「多賀城の地は、仙台平野の東北隅に当たり、南に律令制支配の確立した仙台平野が広がり、北には松島丘陵をへだてて黒川以北一〇郡が連なり、同地域への後援の根拠地として最適な位置である」としている(同氏「多賀城の時代」前掲註(3)『図説 宮城県の歴史』)。重貨である瓦などの物資の多賀城への輸送には、主に鳴瀬川・江合川などの水運を使用し、さらに河口から塩釜までも舟運が利用されたのではなからうか。佐藤宗諄「城柵の彼方—古代東北史像の地平—」(『日本史研究』二八〇 一九八五年)が、大崎平野の諸遺跡と多賀城間の交通に水運を重視しているのは重要な指摘である。ただし、氏がこのことに関連して「この地域は領域的支配の困難な地形であった」とする点にはしたがいがたい。大崎地方が、七世紀末には律令国家の支配領域に組み込まれていたことは、第①節でもふれるように、種々の点からみて疑い得ない。
- (43) 進藤秋輝「多賀城と遠朝廷」(『都城における行政機構の成立と展開』へ古代都城制研究会第二回報告集 一九九七年)。
- (44) 拙稿「古代城柵の基本的性格をめぐって」(『国史談話会雑誌』関見先生・石井孝先生追悼号 一九九七年)。
- (45) 進藤氏、前掲註(38) 論文。
- (46) 佐々木氏、前掲註(18) 論文。
- (47) 土田氏、前掲註(10) 論文。
- (48) 平川氏、前掲註(5) 論文。
- (49) 板橋氏、前掲註(24) 論文。佐々木氏、前掲註(25) 論文。
- (50) 北氏、前掲註(17) 論文。笹山氏、前掲註(30) 論文。ただし、常置といっても、鈴木氏が明らかにしたように、奥羽の支配が安定した天平十八年(七四六)から天平宝字元年(七五七)までの間は鎮兵が廃止されるなど、天平宝字以前は、臨時的性格が強い。そしてこれは、この時期の鎮守府がやはり臨時の官司という性格を有していたことに対応している(鈴木拓也「古代陸奥国の軍制」『歴史』七七 一九九一年、同氏、前掲註(23) 論文参照)。なお鈴木氏によれば、天平十八年ごろに「更税」の制が廃止されて調庸制が復活することが推測されており(前掲註(7) 論文)、この時期に、奥羽両国を一般令制国なみに扱おうとする政策にいったん戻るとみられる。
- (51) 鈴木氏、前掲註(23) 論文。
- (52) 工藤雅樹「石城、石背両国の分置と広域陸奥国の成立」(関見先生古稀記念会編『律令国家の構造』吉川弘文館 一九八九年)。
- (53) 按察使による広域統括体制では、軍団兵士が隣国の守備にはつけないなど、大きな限界があった。
- (54) 平川氏、前掲註(5) 論文。
- (55) 土田氏、前掲註(10) 論文。
- (56) 拙稿、前掲註(29) 論文。
- (57) 今泉隆雄「八世紀前半以前の陸奥国と坂東」(『地方史研究』三九—五 一九八九年)。
- (58) 進藤氏、前掲註(38) 論文、拙稿、前掲註(4) 論文。
- (59) 吉田孝「律令国家と古代の社会」序・Ⅷ章(岩波書店 一九八三年)。
- (60) 鈴木拓也「古代出羽国の軍制」(『国史談話会雑誌』三三 一九九二年)。
- (61) 板橋源「古代陸奥軍団考」(『軍事史学』五一 一九六六年)、鈴木氏、前掲註(50) 論文。
- (62) 板橋氏、前掲註(61) 論文、鈴木氏、前掲註(60) 論文。
- (付記)
一九九七年八月に投稿して以来、すでに二年以上が経過し、修正すべき点も生じているが、すべて今後の課題とする。なお、鈴木拓也氏の諸論考は、『古代東北の支配構造』(吉川弘文館、一九九八年)に収録された。合わせて参照されたい。(一九九九年十二月、初校に際して)
- (東北学院大学文学部、国立歴史民俗博物館特定研究協力者)
(一九九九年七月六日 審査終了受理)

On the Emishi Riot in 720 and the Foundation of Taga Fort

KUMAGAI Kimio

A monument at the Taga fort shows that the Taga fort was founded in 724. Recent archaeological researches enable to identify the production site of the roof-tiles used for its construction and further reveal that the Taga fort and other five fortified government offices in the area were constructed at the same time. Based on the wooden tablets excavated at the Taga fort, HIRAKAWA proposes that the fort construction began soon after the 720's emishi riot and was completed in 724.

The 720's emishi riot might have been the cause for the Taga fort foundation. Although *Shoku-Nihongi* mentions on this riot only shortly, a close reading of other documents suggests that this riot happened in an unprecedented scale and had a profound impact on local societies in the Mutsu area. In attempting to suppress the riot, the government ceased taxation, stationed a provisional military, and annexed Iwaki and Iwashiro provinces into the Mutsu. In addition, the government established new counties and sent immigrants in the area under the influence of emishi riot. It was also this time when the government started to build five fortified offices in this area.

These movements suggest that the existing anti-emishi policies collapsed by the riot and that the central government attempted to fortify the frontiers against the further influence of emishi. The Taga fort represented the control center of the frontiers with its administrative and military functions.